

カンボジア国  
森林分野人材育成計画フェーズⅡ  
事前調査報告書

平成18年3月  
(2006年)

独立行政法人国際協力機構  
地球環境部

環境
J R
06-105



**カンボジア国**  
**森林分野人材育成計画フェーズⅡ**  
**事前調査報告書**

平成18年3月  
(2006年)

独立行政法人国際協力機構  
地球環境部



## 序 文

国際協力機構は、カンボジア国政府から技術協力の要請を受け、平成16年9月より事前評価調査、実施協議調査を実施し、関連資料を収集するとともに協力の枠組みについてカンボジア政府関係者と協議を行い、調査結果をプロジェクトドキュメントに取りまとめました。

この報告書が本計画の今後の推進に役立つとともに、この技術協力事業が両国の友好・親善の発展に一層寄与することを期待いたします。

最後に、計画の実施にご協力とご支援を賜りました両国関係者の皆様に、心から感謝の意を表します。

平成18年3月

独立行政法人 国際協力機構  
地球環境部長 富本 幾文



# 目 次

序文  
目次  
地図

<b>第1章 調査の背景・目的</b>	1
1-1 調査団派遣の経緯	1
1-2 調査日程および目的	1
1-3 調査団員構成	1
<b>第2章 協議の結果と経緯</b>	3
2-1 第1次事前調査	3
2-2 第2次事前調査	6
2-3 第3次事前調査—I	6
2-4 第3次事前調査—II	7
<b>第3章 プロジェクトの概要</b>	9
3-1 プロジェクトの枠組み	9
3-2 プロジェクト戦略	13
3-3 プロジェクトの展開	14
<b>第4章 留意事項</b>	15
4-1 研修センターの役割	15
4-2 研修内容の充実化	15
4-3 NGOとの連携	16
<b>第5章 プロジェクトデザイン</b>	17
5-1 プロジェクト目標	17
5-2 上位目標	17
5-3 成果	17
5-4 活動	20
5-5 投入	22
5-5-1 カンボジア側の投入	22
5-5-2 日本側の投入	23
5-6 外部条件とリスク分析	23
5-7 前提条件	24
<b>第6章 プロジェクトの総合的実施妥当性</b>	25
6-1 妥当性	25
6-1-1 カンボジアの国家政策のニーズとの整合性	25
6-1-2 カンボジアの森林局のニーズとの整合性	25
6-1-3 我が国援助政策との整合性、日本の参画の意義	26
6-2 有効性	27

6.3	効率性	28
6.4	インパクト	29
6.5	自立発展性	32
6.5.1	制度・組織面での自立発展性	32
6.5.2	財政面での自立発展性	32
6.5.3	技術面での自立発展性	33
<b>第7章</b>	<b>プロジェクトのモニタリングと評価</b>	<b>34</b>
7.1	モニタリングの手順	34
7.1.1	進捗モニタリング	34
7.1.2	遂行（パフォーマンス）モニタリング	34
7.2	評価の手順	34

別添資料：

1	調査日程	37
2	主要面会者	39
3	実施協議議事録（R/D）	41
4	協議議事録（M/M）	65
5	第1次事前調査協議議事録	141
6	第2次事前調査で作成された研修計画	161



## 第1章 調査の背景・目的

### 1-1 調査団派遣の経緯

カンボジア国の森林は薪炭材及び林産品の供給源として、自然資源の中で重要なものの一つとして位置づけられている。しかし同国の森林は、違法伐採、農地拡大、住民の収奪等により、1969年に国土の73%を占めていた森林面積は2000年には53%までに減少し、特に近年は減少率が大きくなっている。一方同国は、長期間にわたる内戦により、社会、国家体制が崩壊した。そのような状況下、森林・林業分野を担当している森林局は、1979年に16人で業務を再開し、1993年、新国家成立時にはようやく現職員数の約半数にあたる約800人という体制になった。こうした歴史的背景もあり、森林局職員の知識・経験は不足し、住民への普及等も十分に実施できない状況にあった。そのため2001年12月より森林分野を担う政府職員を中心としたターゲットグループの能力向上を目的とした「森林分野人材育成計画」を実施し、2004年12月終了した。

そのプロジェクトに引き続き、森林官の能力向上と森林管理の現場での実践を目的とした「森林分野人材育成計画フェーズII」が、2004年に要請された。

これを受け、JICAはカンボジア政府と協議を行い、プロジェクトの枠組みについて検討することとなった。

### 1-2 調査日程および目的

事前調査は、次の通りそれぞれの目的に応じて行われた。それに引き続き実施協議調査が行われ、R/Dが署名された。

#### 第1次事前調査

日 程 : 2004年9月19日～ 2004年10月9日 (詳細は別添資料1)

目 的 : 本案件で協力すべき分野、活動内容、投入規模等に関して、カンボジア側と調査・協議を行い、合意事項を討議議事録(M/M)として取りまとめ、署名交換する。また協力概要について、プロジェクトドキュメント(案)を作成する。

#### 第2次事前調査

日 程 : 2005年6月5日～2005年6月16日

目 的 : 研修カリキュラムを作成する。

#### 第3次事前調査

日 程 : 2005年9月5日～ 2005年10月15日

目 的 : 本案件で協力すべき分野、活動内容、投入規模等に関して、カンボジア側と再協議を行い、協力概要についてプロジェクトドキュメント(案)を作成する。

### 1-3 調査団員構成

#### 第1次事前調査

総括 : 勝田 幸秀 JICA 地球環境部第一グループ長  
研修計画 : 山下 功三 林野庁関東森林管理局 森林整備治山課

コミュニティフォレストリー： 伊藤 幸範 JICA 地球環境部第一グループ第一チーム特別嘱託  
協力計画： 日高 弘 JICA 地球環境部第一グループ第一チーム職員  
計画分析： 野地 恵子 アイシーネット（株）

#### 第2次事前調査

研修計画： 渡辺 儀彦 （社）日本森林技術協会 九州事務所

#### 第3次事前調査

##### 現地調査Ⅰ

総括： 勝田 幸秀 JICA 地球環境部第一グループ長  
協力計画： 伊藤 幸範 JICA 地球環境部第一グループ第一チーム

##### 現地調査Ⅱ

総括： 勝田 幸秀 JICA 地球環境部第一グループ長  
計画分析： 松本 彰 A&M コンサルタント（有）

## 第2章 協議の結果と経緯

### 2-1 第1次事前調査

#### (1) 方針

##### 1) 現地ワーキンググループによる検討結果

「森林分野人材育成計画」実施中（2004年3月）より、次期プロジェクト策定のためのワーキンググループが森林局内に設置され、プロジェクト内容やモデル地域の検討が進められた。ワーキンググループは、現地調査やPCMワークショップなどを精力的に実施し、第1次事前調査前にプロジェクト原案がJICAに提出されたことから、この原案を出来るだけ尊重する形でプロジェクトフェーズIIを検討することとした。

##### 2) 対象分野

上記プロジェクト原案を基に、対象分野としては、①森林計画、②人工造林・天然林更新、③村落林業の3つとした。これらは森林管理の中で最も重要であり、また以下のようにニーズが高いにも関わらず、カンボジアの技術レベルは決して高いとはいえず、森林官の人材育成を中心とした協力を実施する必要性が高いと考える。

##### ①森林計画

2002年に策定された森林法に基づき、今後全国55郡(Division)で森林計画が策定される予定である。しかし、これまで計画を策定した経験はなく、期待されているほど進んでいない。

##### ②人工造林・天然林更新

植樹祭での植林を含め、毎年1千ha程度の植林を行っているが、苗畑や植樹、維持管理の技術は不十分である。また国家目標として、1万ha/年の植林を掲げているが、現状のままではその実現は難しい。

##### ③村落林業

森林管理の1つの方法として、カンボジアは住民主体の村落林業を推進していくとしており、それに関する省令やガイドラインが整備されつつある。これに基づき、今後行政側は村落共有林の契約を住民と締結することとなるが、住民との話し合いや手続きの方法など、森林官が習得しなければならない知識や技術は多い。

#### 3) 活動内容

上記2)の分野の能力向上を行う手段として、次の3つの活動を行う。

##### ①研修

研修センターにおける座学および現地実習を行う。前プロジェクトでは、本格的研修のための準備と基礎的な内容の講義が中心であったが、本プロジェクトでは現地活動に適応できる実践的な能力向上を行う。

## ②フィールドプロジェクト

①研修のほか、実際にプロジェクトを実施することにより、対象地域の森林官の更なる能力向上を図る。また、プロジェクトサイトは①の現地実習のサイトとして利用するほか、プロジェクトを実際に行うことで得た教訓を①の研修内容やカリキュラムにフィードバックし、研修内容の充実を図る。

## ③提言

研修成果を生かすための提言の策定を行う。研修の成果を実際の業務で活用するには、研修内容の改善ばかりではなく、森林局の組織体制や予算、他関係機関との連携など様々な条件が関連しており、それらの改善も必要である。このために、プロジェクトは詳細な状況分析をし、森林局がとるべき対策を明らかにし提言を行う。提言する内容について、プロジェクトがすべてを実行することは想定していないが、取り組むことが可能な内容については検討する。

## 4) 対象者

研修の対象者は、地方森林官とした。何故なら 2003 年に行われた組織改正により、多くの職員が中央から地方へ異動しており、地方森林官の能力向上が急務である。また、研修対象分野の実際の業務は、地方森林官が担うことを考慮したためである。

### (2) 結果

第 1 次事前調査では、下記のプロジェクト概要（案）について先方と合意した。また、プロジェクトデザインマトリックス（PDM）案、活動計画（PO）案についても合意を得、ミニッツに添付した。（別添資料 4 参照）

### 1) プロジェクト名

（英）：Capacity Building for the Forestry Sector Phase II

（和）：森林分野能力向上計画フェーズ II

### 2) 協力期間：5 年間

### 3) 協力相手先機関：農林水産省森林局及び地方森林事務所

### 4) 裨益対象者（直接）：地方森林局職員 約 1,500 人

### 5) 上位目標：地方事務所において適切な「森林計画」が策定され、これに基づいて「造林」、「村落林業」が実施される。

### 6) プロジェクト目標：地方事務所において、「森林計画」の策定、「造林」、「村落林業」を実施するための、全国の地方森林官の能力が向上する。

### 7) 成果

(1)：研修によって、全国の地方森林官が、「森林計画」、「造林」及び「村落林業」に関する実践的な知識・技術を習得する。

(2)：下記 3 分野に関するモデル事業を通じて、モデル事業サイトの森林事務所職員が実践的な知識・技術を習得し、研修デザインに反映するために事業の経験がまとめられる。

－森林計画策定

- －造林
- －村落林業

(3)：研修の成果が有効に活用されるための、森林局（中央）が取るべき方策がまとめられる。

## 8) 投入

### 日本側

専門家：長期 4名×5年、短期 必要に応じて派遣

想定される分野：チーフアドバイザー、業務調整、森林計画、村落林業、造林、研修等

カウンターパート研修：本邦研修、第3国研修

施設：モデル事業サイトでの研修施設の整備

資機材：研修、モデル事業に必要なもの

### カンボジア側

人材：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、カウンターパート（研修コーディネーター、モデル事業担当者）、研修講師、現地実習指導員、管理部門職員、補助員

施設：研修センターとモデル事業サイトにおけるプロジェクト事務室

モデル事業サイトにおける研修施設用地

ワークショップやセミナーのための会議室

資機材：フェーズ1プロジェクトで供与した資機材

管理運営費：プロジェクト施設の維持管理費、カウンターパート、管理部門職員、補助員の給与、研修センター及びモデル事業サイトで研修を実施するために必要な経費

## 9) 現地実習およびモデル事業サイト

### モデル事業サイト（メイン）

：Kampong Thmar Division, Kampong Thom Province

（サブ）

：Kampong Tralach Division, Kampong Chhnang Province

### 現地実習サイト

：Kampong Thmar Division, Kampong Thom Province

：Kampong Tralach Division, Kampong Chhnang Province

：Svay Rieng Division, Svay Rieng Province

：Prek Prasab Division, Kratie Province

## 10) その他

### a. 研修センター宿泊施設

カンボジア側より、プノンペンにおける研修用宿泊施設建設について強い要望があった。これに対し、日本側としてはプロジェクトの自立発展性に懸念があることから、プロジェクト実施のためのカンボジア側ローカルコスト負担の割合が60%になるようであれば建設することとした。

### b. プログラムによる支援

日本側より、森林分野の人材育成をプログラムとして支援することを提案した。プログラムとしては、「森林分野人材育成計画」で策定した「包括的能力向上計画」の一部を実施する形で、次期プロジェクトの実施と国別特設研修を行う。また個別専門家により、同計画実施・評価の支援

を行う予定である。

#### c. 森林局中央政府職員の研修

プロジェクトの対象が地方森林官であるため、カンボジア側より中央政府の人材育成に関しても考慮してほしいとの提案がなされた。これに対し日本側は、プロジェクトとしてではなく他スキームにより検討すると回答を行った。

### 2-2 第2次事前調査

第2次事前調査では、地方事務所の現状を調査し、本プロジェクトで実施する研修のカリキュラム（案）を作成した。（別添資料6参照）

### 2-3 第3次事前調査—I

第2次事前調査の後、プロジェクト実施に向けたJICA内での検討過程において、より住民に直接裨益する村落林業を中心としたプロジェクトに見直すことが必要となり、改めて森林局と協議し大筋で合意した。これを受け、事前評価表の作成を行った。

一方、プロジェクト目標を達成するためのアウトプットや活動などについては追加調査を行い、必要に応じて変更することとした。

主な変更点と変更理由は次の通り。

#### (1) 上位目標

上位目標は『地方事務所において適切な「森林計画」が策定され、これに基づいて「造林」、「村落林業」が実施される』であったが、地域住民を対象とした、『村落資源の管理に関する事業が展開された地域において、地域住民が持続的に村落資源を利用できる』に変更した。

#### (2) プロジェクト目標

プロジェクト目標は『地域住民とともに森林管理を行うための地方森林官の能力が向上する』であったが、地域住民を対象とした『モデルサイトにおいて、地方森林官の能力向上を通じ、住民主体の村落資源の管理により地域住民の生活の安定が図られ、持続的な資源の利用が確保される』に変更した。

#### (3) アウトプット

アウトプット1は『研修による地方森林官の実践的な知識・技術の習得』であったが、研修センターの能力向上も必要であること、地方森林官だけではなく住民代表にも研修を実施する必要があることから、『研修センターの機能強化』と『地方森林官と住民代表者の実践的な知識・技術の習得』の2つのアウトプットとした。

また、アウトプット2を『モデル事業サイト職員の実践的な知識・技術の習得と、研修に反映するための事業経験のとりまとめ』としていたが、より住民に直接裨益することを目指し、研修としてよりも事業としての取り組みを強くし、『住民の生計向上に必要な村落資源の持続的な活用方法が明らかになり、各村落に定着する』をアウトプットとした。

アウトプット3である『森林局への提言』は、プロジェクトのモニタリング・評価の中で実施

することとし、アウトプットには含めなかった。

#### (4) 活動

アウトプットの変更に伴い、活動も見直した。

#### (5) 裨益者

プロジェクトの対象者は地方森林官のみであったが、直接住民に裨益するように変更したことから、モデル地域の住民もプロジェクトの直接・間接裨益者となった。

### 2-4 第3次事前調査—II

これまで調査してきた結果や既存資料を基に事前評価表は作成されたが、特に変更された部分について詳細な調査が必要であることから、追加調査を行った。その結果に基づいてワークショップを行い、PDM、POの再確認を行い、プロジェクトドキュメントを作成した。

#### 1) プロジェクト名

(英) : Capacity building for the Forestry Sector Phase II

(和) : 森林分野人材育成計画フェーズII

#### 2) 協力期間 : 5年間

#### 3) 協力相手先機関 : 農林水産省森林局及び地方森林局、地方農業局

#### 4) 裨益対象者

直接裨益者 モデルサイト5郡の住民代表 約120人

モデルサイト5郡の地方森林官 約150人

その他の郡の地方森林官 約1,050人

森林局(中央)職員等 約20人

間接裨益者 モデルサイト5郡の住民 約10,000人

#### 5) 上位目標 : 村落資源の管理に関する事業が展開された地域において、地域住民が持続的に村落資源を利用できる。

#### 6) プロジェクト目標 : 地方森林官の能力向上を通じ、フィールドプロジェクトサイト(以下、FP)において、住民の生活の安定を目的とした、持続的な村落資源利用が確保される。

#### 7) 成果

(0) : プロジェクト活動の準備並びに、先行FPサイト及びFPサイトを持たない森林官に対する研修を開始する準備が整う。

(1) : 先行実施のFPサイトにおいて

1) 村落林業及び他活動が円滑に進み、その結果先行FPサイトにおいて村落資源が適切に管理されるようになる。

2) 地域住民が森林資源を含む村落資源の重要性を十分に理解する。

3) 地方森林官が知識や技術を向上させ、地域住民のニーズに応じて活用できるようになる。

(2) : 後半に実施されたFPサイトにおいて

1) 村落林業及び他活動が円滑に進み、その結果後半FPサイトにおいて村落資源が適切に管理さ

れるようになる。

- 2) 地域住民が森林資源を含む村落資源の重要性を十分に理解する。
- 3) 地方森林官が知識や技術を向上させ、地域住民のニーズに応じて活用できるようになる。

(3) : 研修センターでのトレーニングによって

- 1) FP サイト以外の森林官が、研修やフォローアップ活動を通じて得た知識や技術を職場や現場で活用できるようになる。
  - 2) 研修が効率的に、かつ効果的に実施される。
- 8) 投入

日本側

専門家 長期 : 3名×5年 (チーフアドバイザー/参加型森林管理、村落資源管理、業務調整/村落開発普及)

短期: 必要に応じて派遣 (社会経済調査、森林資源調査、研修評価など)

カウンターパート研修 : 本邦研修、第3国研修

施設 : モデル事業サイトでの研修施設の整備

資機材 : 研修、モデル事業に必要なもの

カンボジア側

人材 : プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、カウンターパート (研修コーディネーター、モデル事業担当者)、研修講師、現地実習指導員、管理部門職員、補助員

施設 : 研修センターとモデル事業サイトにおけるプロジェクト事務室、モデル事業サイトにおける研修施設用地、ワークショップやセミナーのための会議室

資機材 : 「森林分野人材育成計画」で供与した資機材

管理運営費 : プロジェクト施設の維持管理費、カウンターパート、管理部門職員、補助員の給与  
研修センター及びモデル事業サイトで研修を実施するために必要な経費

9) 現地実習およびモデル事業サイト

モデル事業サイト (メイン) : Kampong Thmar Division, Kampong Thom Province

(サブ) : Kampong Tralach Division, Kampong Chhnang Province

現地実習サイト : Kampong Thmar Division, Kampong Thom Province

: Kampong Tralach Division, Kampong Chhnang Province

: Svay Rieng Division, Svay Rieng Province

: Prek Prasab Division, Kratie Province



### 第3章 プロジェクトの概要

本章では、第1次～3次にわたる事前調査での協議を通じ、最終的にカンボジア側と合意に至ったプロジェクトの概要について説明する。

#### 3-1 プロジェクトの枠組み

プロジェクトの活動としては、(1) 研修機能強化、(2) 研修、(3) モデル事業の3つに分けられる。またプロジェクトは、前半2年と後半3年で大きく分かれる。(図3-1)

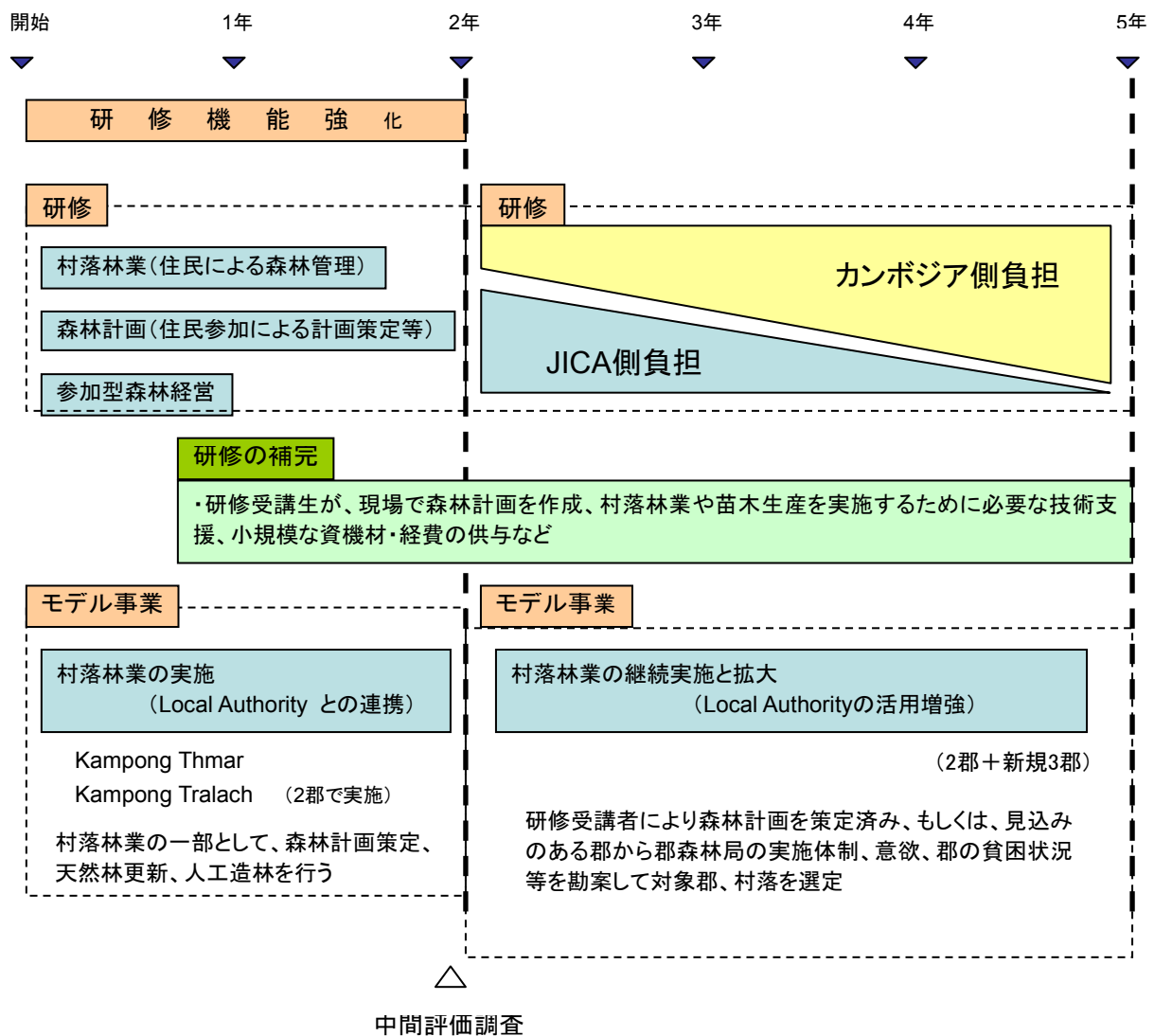


図3-1 プロジェクトの枠組み

#### (1) 研修機能の強化

##### 1) 目的

森林・野生生物研修センターが、住民主体の村落資源の管理を推進する機能を強化することが

目的である。研修センターは開所してから3年弱で、ようやく実施体制が整い研修センターでの業務がなんとか行えるようになったところである。今後プロジェクトで行う、より実践的な研修を実施するために、研修教材やカリキュラムを作成・見直し、研修の評価など、質を向上させるための機能強化が必要である。

## 2) 活動期間

研修を行うための体制整備は早めに行う必要があることから、活動は前半の2年間を中心に行う。(ワークショップでPOの結果をもとに変更)

### (2) 研修

#### 1) 目的

地方森林官及びモデルサイトの住民代表者に対して、住民主導の村落資源の管理に関する研修を行い、実践的な知識・技術を身につけてもらうことが目的である。この結果、アウトカムとして地方森林官の日常業務の改善が図られる。

一方モデル事業を実施することで得た、事前の調査だけでは把握出来なかった問題点やその解決方法などの教訓を研修に反映し、より現実に即した実践的な研修を実施することで、研修受講者の能力向上を図る。

#### 2) 研修科目

研修科目は大きく3つあり、各科目の目的、内容は次の通りである。

##### ① 村落林業

地方森林官が、村落林業を実施するために必要な知識・技術を身につけることを目的とする。研修内容は、基本的な概念の他、省令やガイドラインに沿った実務的な手続き、他機関との連携、アグロフォレストリーなどである。

##### ② 森林計画

地方森林官が、村落林業の前提となるべき全体計画(森林計画)の策定に必要な知識・技術を身につけることを目的とする。森林計画策定は、プロジェクト開始時点において、全国55郡(Division)で実施されているが、地方森林局職員の知識・技術の不足から期待しているほど進んでいないため、本研修により事業の促進を行い、村落林業を全国で推進するための基礎作りを行う。研修内容は、基本的な概念のほか、森林計画策定手法、土地区分調査、森林資源調査、マッピングなどである。

##### ③ 参加型森林経営

苗木を生産し地域住民に配布する、または住民苗畑を推進するための苗畑技術や、住民が植林後に適正な森林管理を推進するための知識・技術を、地方森林官が身につけることを目的とする。苗木生産は、村落林業の重要な要素である一方、その技術は改善すべき点が多い。研修内容は、種子採取、苗木生産、水遣り、住民のニーズ調査、普及方法などの実践的な技術である。

### 3) 研修対象者

モデル事業を実施するために必要な人材の育成という点で、地方森林局職員や Local Authority だけでなく地域住民代表者を対象とする。

### 4) 研修方法

地方森林官に対しては、研修センターにおける座学を中心とした研修のほか、モデルサイトなどでの現地研修を行う。また、モデルサイトの住民代表者には、研修講師が現地に赴き研修を行うなど、対象者に合わせて形式で実施する。

### 5) 研修経費負担

研修については、カンボジア政府側より費用負担を引き出すために、プロジェクト 3 年目から JICA 側の負担を徐々に減らしていき、残りをカンボジア側が負担する。

### 6) 研修の補完

研修のみでは実際の現地業務の中で活用されないことは「森林分野人材育成計画」での重要な反省点である。本プロジェクトでは図 3-2 のように追加的な講習や、計画とモニタリングの施行、必要に応じた資機材の供与などを行い、日常業務の改善を促進させる計画を立てた。

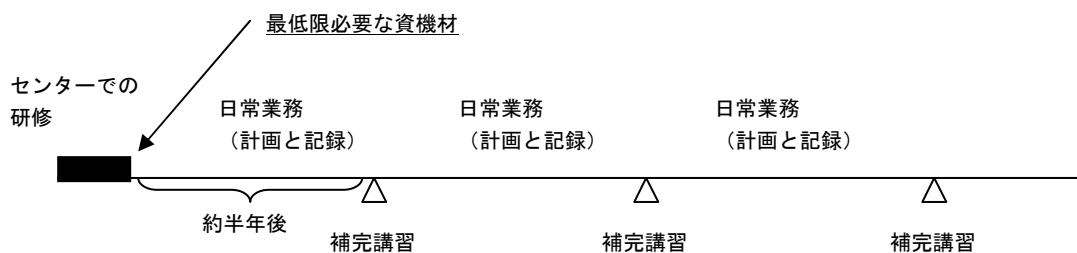


図 3-2 研修の補完

#### ①計画とモニタリングの施行

研修を受講した地方森林官に対して、研修後研修内容に関連する業務計画および活動記録の提出を義務付ける。内容はごく簡単なもので、通常業務の負担にならない程度のもとするが、業務を計画的に行い、日々記録をつけ活動をモニタリングすることを業務の一部とすることで、業務の実施促進と、質的改善につながると思われる。また、全体的な計画とモニタリングの監理は、半年毎の補完講習時（以下②）で行う。

#### ②補完講習

研修後研修生がどのように実施（活用）したか、実施する上での問題点は何か、またその解決方法などを、①の業務計画と活動記録を基に、森林官同士で情報共有するとともに、必要に応じて新しい知識・技術に関する講習を行う。また、研修計画の立案や活動記録の方法など、必要に応じて研修講師などからアドバイスを受ける。日程は 2～3 日程度、半年毎を目処に実施する。

### ③資機材の供与

必要に応じて最低限の資機材の供与を行う。資機材の内容はその都度判断するが、例えば苗畑講習ではポットや種などであり、高価なものは想定していない。

## (2) モデル事業

### 1) 目的

モデルサイトにおいて、住民の生計向上に必要な村落資源の持続的な活用方法を明らかにし、各村落でその方法が適用されることを目的とする。これにより、最終的にはプロジェクト目標である、「地域住民の生活の安定が図られ、持続的な資源の利用が確保される」が達成される。

### 2) 内容

#### ① 村落林業

住民のニーズに応じ、住民の問題点を解決しながら、森林資源を始めとする村落資源（森林、土地、水、農地、家畜、インフラなど、村落に存在し活用可能な全ての資源）を利用する様々な活動から住民との信頼関係を築き、住民のエンパワーメントを促進することを目的とする。更に、その結果として村落資源（特に森林）の管理を促す。対象村落は、最初の2年で2か村、3年目に3か村追加する。

#### ② 森林計画

村落林業を実施するための前提となる郡全体の森林計画であり、モデル対象地域の1郡で現地カウンターパートとともに、森林計画を策定する。対象地域は1か村で、最初の1年間で作成する。

### 3) 実施体制

住民のニーズに対応しながら、最終的に村落資源の管理を目指していくには、地方農業局や現地 NGO との連携は欠かせない。

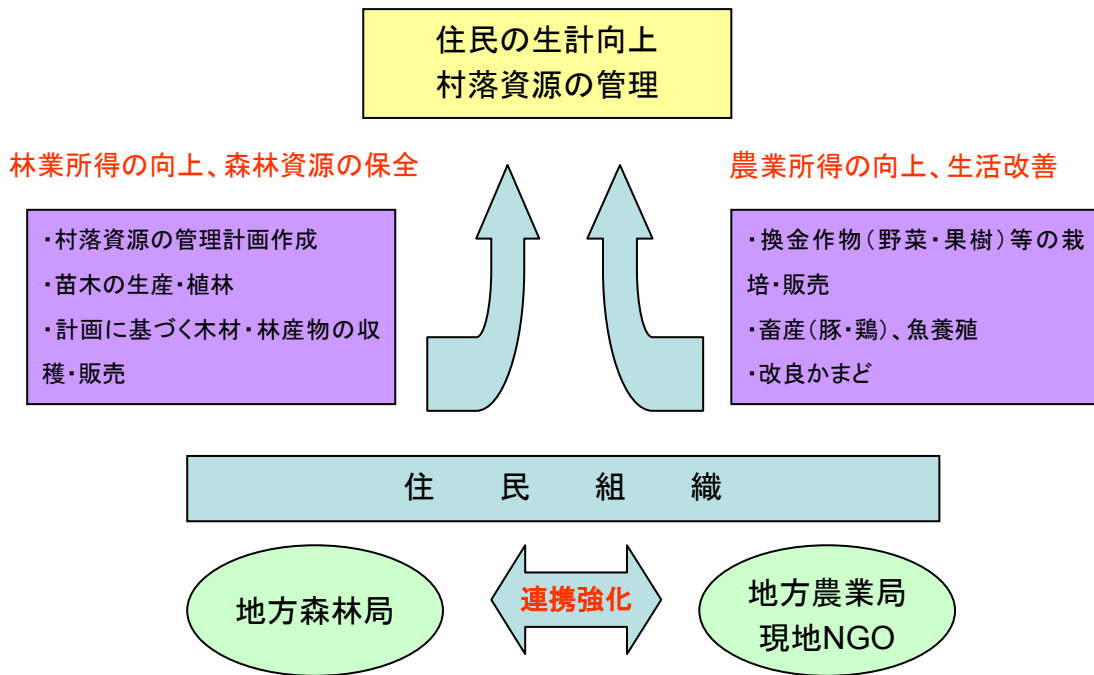


図 3-3 村落林業の実施体制

### 3-2 プロジェクト戦略

本プロジェクトでは、研修やモデル事業を通じて、まず村落林業のあり方を地方森林官に理解してもらうことが必要であろう。

森林局が想定している村落林業は、村落共有林を設置し、住民に対して利用する権利を与えると共に維持管理をしてもらうことである。しかし住民は、森林資源の維持は大切だとは思いつつも、まずは自分たちの生活を向上させることを重要視することから、実際には住民が自分たちの生活を守るために森林への圧力となっている場合も多い。この場合、森林保全にだけ注意を払っていると地域住民の生活に思わぬ悪影響を与える可能性もあり、いくら科学的に正しくても住民の支持が得られないことになる。したがって、村落林業を行っていく上で、森林保全の為に、森林保全に直接関係することのみを行う事業者としての視点だけではなく、住民生活の向上を考える生活者としての視点も持ち、森林局だけでなくさまざまな関連機関とともに、住民のニーズに即した事業を実施することが、森林保全を行ううえでも有効であることを理解してもらうことが重要である。

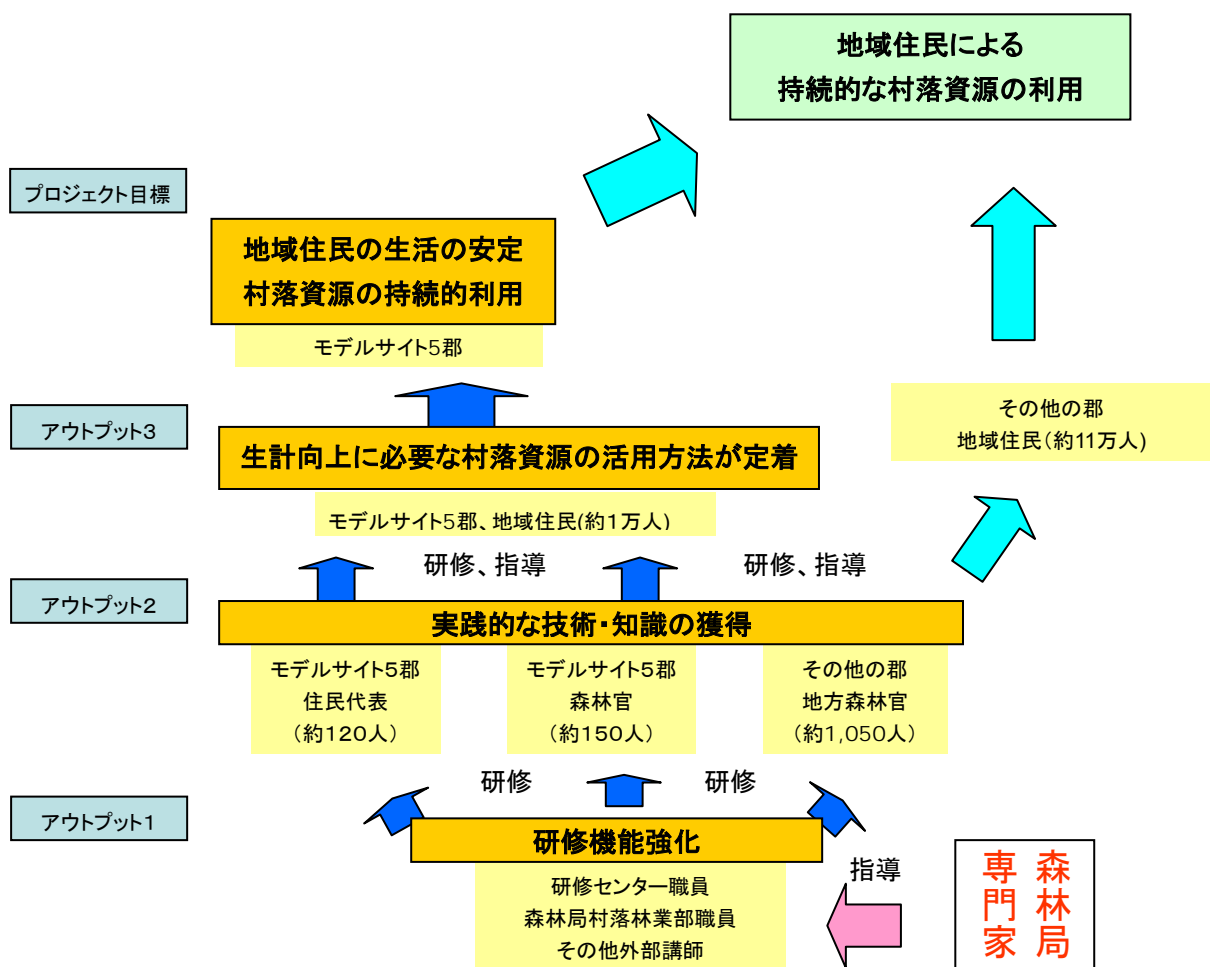
このため、プロジェクトの最初の2～3年では、プロジェクトで行った事業をシステムとして残すのではなく、森林官に対してインパクトを残すことを目標とする。

後半では、森林官に与えたインパクトをカンボジアでどのように具体的にシステムとして残せるかを、他関係機関との連携方法を含め検討し、そのモデルを確立する。検討すべきシステムは、現地政府の業務（予算内）で実施できるものが理想ではあるが、それが出来ないとしても小さな

協力で実施できるようなシステムを構築する。

### 3-3 プロジェクトの展開

森林局（中央）および専門家の指導の下、研修機能の強化が図られ（アウトプット1）、地方森林官やモデルサイトの住民代表者が、研修によって実践的な技術・知識を身につける（アウトプット2）。モデルサイトでは、モデル事業を通して生計向上に必要な村落資源の活用方法が明らかになり、事業が各村落で実施され、定着する（アウトプット3）。その結果、地域住民の生活の安定と村落資源の持続的利用が確保される（プロジェクト目標）。また、モデル事業の成果を参考に、モデルサイト以外の地方森林官が活動し、カンボジアにおいて地域住民による持続的な村落資源の利用が図られる（上位目標）。



## 第4章 留意事項

### 4-1 研修センターの役割

研修センターの役割（図4）は、本来大学や専門学校といった教育機関で教育を受けた者が、

- ① 大学や研修所で新たに研究・開発された新しい技術や知識を習得する
- ② 新しい法律、省令、指針などの情報を得る
- ③ 森林局職員のネットワークの構築や情報の交換を行う、などを目的に研修を実施することである。

しかしカンボジアでは長い内戦などの影響により

- ・森林局職員は、基礎的な知識・技術を身に付けていない
- ・森林局では、これまで実践的な業務をあまり行っていないために、基礎的な知識・技術を身に付けたとしても、その活用方法を知らない
- ・カンボジアにおける適正な技術が明らかにされていない

といった問題点が指摘される。いずれも本来は研修センター以外の機関が担うべき役割であるが、上記の問題点を解決しなければ、本来の研修だけでは効果は発揮されないため、研修センターとしてもこれらに取り組むことが求められる。

プロジェクト期間が限られている中、すべてをカバーすることは不可能であるが、研修内容の厳選や研修方法の工夫などにより、上記問題点を克服し、現地での活動を想定した即戦力となる人材を養成することを目的にしなければならない。

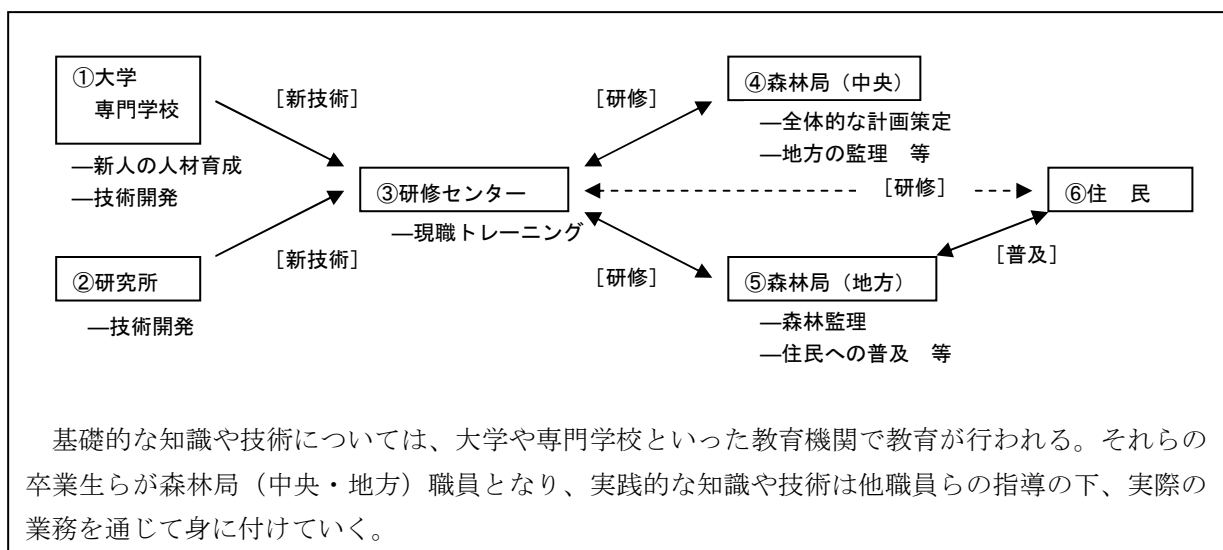


図4 研修センターの役割

### 4-2 研修内容の充実化

「森林分野人材育成計画」の反省の下、本プロジェクトでは、研修成果を業務で活用する様に追加的な講習や簡易資機材の供与などを取り入れているが、こうした活動に注意が向いてしまっただけでかえって逆効果になる恐れがある。まずは研修内容としてどのような内容が必要なのか、言い換えれば、日常業務において本当に必要な知識・技術は何か（何が問題点なのか、何が分から

ないのか) を特定し、その内容を短期間の講習でも習得出来る様研修することが大切であろう。まずは内容の充実が不可欠であり、研修内容の充実が研修の効果を引き出すための最大の要因であるとする。

#### 4-3 NGO との連携

村落林業のモデル事業は、地域で活動する NGO と連携し行う予定である。カンボジアの NGO に関する詳しい調査を行っていないので状況は不明であるが、NGO の中には活動を十分に行っていないか、資金を不正に流用していたりする場合がある。不正を行っていても、こちらが思っているような活動を行う能力を有していない場合も多い。したがって、NGO と連携を行う場合には NGO の活動内容や資金運用状況など十分に調査した上で連携を行う必要がある。



## 第5章 プロジェクトデザイン

### 5-1 プロジェクト目標

プロジェクト目標とは、プロジェクト終了時に達成されると予想されるゴールである。本プロジェクトでは、目標を「地方森林官の能力向上を通じ、FP サイトにおいて、住民の生活の安定を目的とした、持続的な村落資源利用が確保される。」とした。プロジェクト目標の達成度合いを評価する指標は次の通り3つある。(1) FP サイトの住民が、村落資源を持続的に利用することによって、生計安定／向上の方法・ノウハウを身につける。(2) FP サイトの森林官が、地域住民にとって、良き「相談相手」として認識される。(3) 地方森林局と地方行政との関係がより深まる。

次に示すものが、4つの指標の測定手段である。

- ・ FP サイトにおける CF 活動記録
- ・ プロジェクト調査報告書
- ・ プロジェクトフィールド訪問記録
- ・ 地方行政、関連機関、NGO などへの質問・インタビュー

### 5-2 上位目標

上位目標とは、プロジェクト目標を達成し、プロジェクトが終了して3～6年後に発揮される効果である。本プロジェクトの上位目標は、「村落資源の管理に関する事業が展開された地域において、地域住民が持続的に村落資源を利用できる」とした。

この上位目標の達成度を測る指標として、次のようなものが挙げられる。

- ・ 資源管理に関して、地域住民の具体的な新規活動事例
- ・ 地域住民、とりわけ貧困層の社会状況・村落資源の改善状況
- ・ 村落林業メンバーの数
- ・ 資源管理活動の種類とその内容
- ・ 新しく合法化された CF 数並びに CF 管理計画承認状況
- ・ 村落で管理された土地の増加面積

なお、次に示すものが、指標の測定手段である。

森林局年次報告、森林統計、プロジェクトフィールド訪問記録、プロジェクト調査報告書（ベースライン、地域住民・地方森林官及び研修生への質問・インタビュー、終了時評価・インパクト調査他）、研修報告書、フォローアップ活動報告書

### 5-3 成果

プロジェクト目標を達成するために、次に挙げるように、4つの成果が必要であるとされた。最初に、活動0から導き出される成果0は、プロジェクト実施に向けて準備すべきものである。よって、活動0並びに成果0は、それ以降の活動である活動1から活動3が効率的かつ効果的な実施されるように定められたものである。成果1及び成果2は、FP サイトで行われるものであり、成果3はブノンペンにある研修センターで行われるものである。成果1は、まず先行して定めら

れる FP サイトでの活動であり、成果 2 は、後半で新たに追加して定められる予定の FP サイトでの活動である。現時点では、FP サイトとして、次の 2 つの地域、Kampong Thom 州にある Kampong Thmar Division と、Kampong Chhang 州にある Kampong Tralach Division が候補として挙げられている。しかしながら、各 Division の中で対象とする村落林業の場所はまだ決まっておらず、プロジェクトで基準を決めた上で、最終決定される予定である。また、この先行して定められる FP サイトにおける対象 Division 及び対象村落林業の場所については、プロジェクト活動 2 やプロジェクト計画に沿って、また両政府の協議によって行われる。更に、後半で新たに追加して定められる予定の FP サイトも対象村落林業の場所についてはまだ決まっていないので、R/D が締結し、プロジェクトが開始された後、少なくとも、3 年目に実施予定の中間評価より以前かあるいはその最中に、両政府の協議を持って決定される予定である。

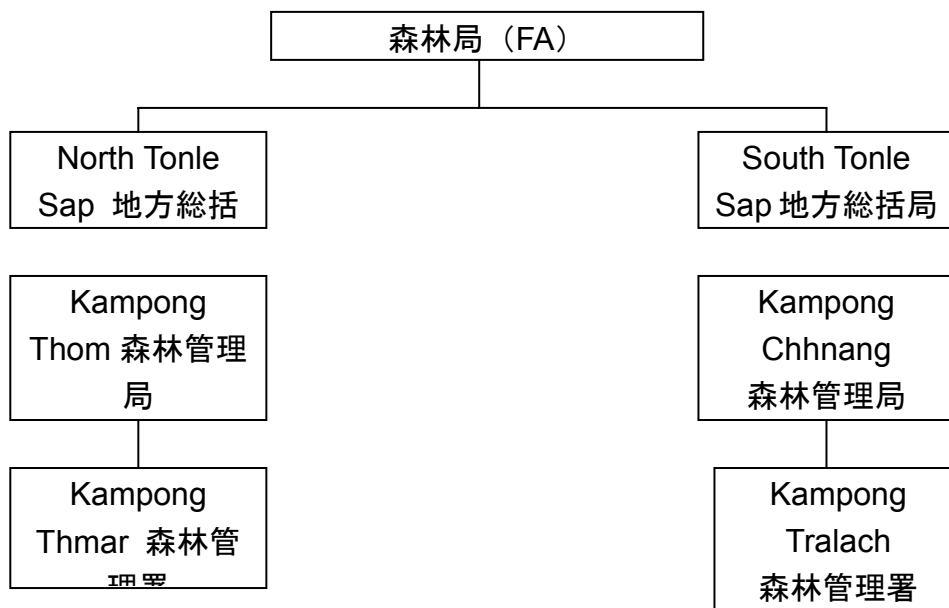


図 5 関連する森林局組織図

次に示すものが、4 つの成果とその指標である。各指標にかかる測定手段についてもその後に記載した。

成果 0 :

プロジェクト活動の準備並びに、先行 FP サイト及び FP サイトを持たない森林官に対する研修が開始されるよう準備が整う。(過去の研修評価及びベースライン調査結果に基づき、現況・ニーズを把握した上で)

(指標)

- ・ 各種研修計画、さらにカリキュラム及び教材が用意される。
- ・ トレーナー初め研修講師陣が確保される (なお、「研修」には OJT あるいはワークショップなども含む)

成果 1 :

(先行実施の FP サイトにおいて)

- ・ 村落林業及び他活動が円滑に進み、その結果、先行 FP サイトにおいて村落資源が適切に管理されるようになる。
- ・ 地域住民が森林資源を含む村落資源の重要性を十分に理解する。
- ・ 地方森林官が知識や技能を向上させ、地域住民のニーズに応じて、活用できるようになる。

(指標)

- ・ 村落林業メンバーの増加数
- ・ 先行 CF の合法化及び CF 協定
- ・ 森林計画の実施活用
- ・ 地域住民による村落資源管理に関連した自発的活動の数
- ・ 地方森林官から地域住民へ移転された内容（普及、助言他）
- ・ 地方森林官から地域住民への支援内容（種子、苗他）
- ・ 地方森林官の役割の再認識
- ・ 地域住民が森林官を通じての必要な情報・組織のアクセス（森林関連以外も含む）

成果 2:

(後半に実施された FP サイトにおいて)

- ・ 村落林業及び他活動が円滑に進み、その結果、後半 FP サイトにおいて村落資源が適切に管理されるようになる。
- ・ 地域住民が森林資源を含む村落資源の重要性を十分に理解する。
- ・ 地方森林官が知識や技能を向上させ、地域住民のニーズに応じて、活用できるようになる。

(指標)

- ・ 先行 FP サイトでの経験・教訓の活用度
- ・ 村落林業メンバーの増加数
- ・ 先行 CF の合法化及び CF 協定
- ・ 森林計画の実施活用
- ・ 地域住民による村落資源管理に関連した自発的活動の数
- ・ 地方森林官から地域住民へ移転された内容（普及、助言他）
- ・ 地方森林官から地域住民への支援内容（種子、苗他）
- ・ 地方森林官の役割の再認識
- ・ 地域住民が森林官を通じての必要な情報・組織のアクセス（森林関連以外も含む）

成果 3 :

- ・ FP サイト以外の森林官が、研修やフォローアップ活動を通じて得た知識や技術を職場や現場で活用できるようになる。
- ・ 研修が効率的に、かつ効果的に実施される。

(指標)

- ・研修やフォローアップ活動を通じて得た技術・知識の活用、応用の数と内容
- ・フォローアップ活動の数と内容

なお、指標の測定手段は次の通りである。

- ・対象 CF 地域における CF 並びに村落資源管理活動記録
- ・プロジェクトフィールド訪問記録
- ・プロジェクト調査報告書
- ・対象 CF 地域における CF 管理計画
- ・FP サイトにおける CF 協定
- ・CF に係る M&E 報告書
- ・研修記録
- ・研修カリキュラム及び研修教材
- ・フォローアップ活動報告書

#### 5-4 活動

プロジェクト活動とは投入を効果的に活用することによって、プロジェクトの成果を生み出すに至る特定のアクションを指す。本プロジェクトの主な活動は以下の通り。実施のための時間設定や各活動に配される人材始め必要な投入量は、プロジェクトの開始後、直ちに策定予定の詳細な実行計画（P0）に従って決められていく。

本プロジェクトの活動領域は大きく次の4つにわけられる。

活動0：フィールドプロジェクトサイト（FP）並びにセンターでの研修準備

活動1：対象となるフィールドプロジェクトサイト（先行FP）での実施

活動2：同じく後半に追加対象となるフィールドプロジェクトサイト（後発FP）での実施

活動3：センターでの定期研修実施（FP サイト以外の地方森林官が対象）

<成果0のための活動>

- ・ FP サイト活動実施に係る人員配置や役割を明確にする。
- ・ 対象とする先行 FP サイト及び対象 CF 村落を選定する。
- ・ 対象とする FP サイトの森林計画策定（Division レベル）支援とポテンシャル村落林業地域を明確にする。
- ・ 対象村落の①村落資源調査、②村落社会経済ベースライン調査を実施する。
- ・ FP サイトを含む近隣地域の他ドナー・NGO 活動を調査・分析する。
- ・ 対象とする FP サイトの地方森林官の研修ニーズを調査する。
- ・ 先行 FP サイトの森林官に対する研修内容及びカリキュラムを作成する。
- ・ 実践利用の観点から、過去の研修に対する再評価を実施する。
- ・ 研修結果の理解度を確認するにあたって、必要な研修ワークショップを実施する。
- ・ 研修に対するニーズの見直し、研修内容の改定を行う。
- ・ FP サイトを持たない森林官に対する研修内容及びカリキュラムを作成する。

- ・ センターが実施する各研修に関するモニタリング・評価の方法や基準を設定する。

#### <成果1のための活動>

- ・ 先行 FP サイトの森林官に対して必要な追加研修を実施する。
- ・ 各種調査結果を元に地域住民のニーズを分析する。
- ・ 地域住民との話し合いを開始する。
- ・ 村落林業策定の手続きを推進する。
- ・ フィールド活動実施にあたっての実施指針や基準、活動支援条件などを設定する。
- ・ 地域住民のニーズに合致したフィールド活動を準備し、住民参加による活動合意の形成を図る。
- ・ 対象となる村落林業の管理計画と年間実行計画の策定／改定支援を行う。
- ・ 地域のニーズならびに実施基準、条件設定の元、森林官が調整者となって、村落林業及び他活動を行う。
- ・ スタディツアーの実施や他の村落林業メンバーとの交流
- ・ 森林を利用した生産性向上技術支援（森林法の普及、苗木供給、植林技術、森林経営指導）
- ・ 収入向上機会の提供（竹、きのこ、ラタン、樹脂他 NTFP）
- ・ 生計向上（アグロフォレストリー、家畜飼育、野菜、公衆衛生、水供給他）
- ・ 上記活動を進めるため、地域機関、NGO 並びに民間セクターとの協力（技術提供のためのトレーナー派遣、支援基金の可能性、加工&マーケティング他）
- ・ フィールド活動を定期的にモニター、評価し、結果や経験を研修センターでの研修にフィードバックする。
- ・ 活動3のセンターでの研修に活かせられるように結果や経験をフィードバックする。
- ・ 後発 CF の選定や適切な活動内容など、プロジェクト後半に活かせられるように教訓、経験をまとめる。
- ・ 当該フィールドサイトの地域住民の対するインパクト調査を実施する。

#### <成果2のための活動>

- ・ 後発 FP サイトの選定と対象 CF 村落の選定。
- ・ 後発 FP サイトの森林計画策定（Division レベル）支援とポテンシャル CF 地域の明確化。
- ・ 後発 FP サイトの森林官に対して、先行 FP サイトの森林官での経験・教訓に基づき、必要な追加研修を実施する。
- ・ 新たな後発 CF の対象村落について、①森林資源調査及び②村落社会経済ベースライン調査を実施し、地域の社会経済状況・問題点・ニーズを把握する。
- ・ 各種調査結果を元に地域住民のニーズを分析（なお、当対象 CF の森林計画の進捗状況や、村落社会調査を活用し分析）。
- ・ 地域住民との話し合いを開始する。
- ・ 地域住民のニーズに合致したフィールド活動を準備し、住民参加による活動合意の形成を図る。
- ・ 対象となる村落林業の管理計画と年間実行計画の策定／改定支援を行う。
- ・ 地域のニーズならびに実施基準、条件設定の元、森林官が調整者となって、村落林業及び他活動を行う。
- ・ スタディツアーの実施や他の村落林業メンバーとの交流

- ・ 森林を利用した生産性向上技術支援（森林法の普及、苗木供給、植林技術、森林経営指導）
- ・ 収入向上機会の提供（竹、きのこ、ラタン、樹脂他 NTFP）
- ・ 生計向上（アグロフォレストリー、家畜飼育、野菜、公衆衛生、水供給他）
- ・ 上記活動を進めるため、地域機関、NGO 並びに民間セクターとの協力（技術提供のためのトレーナー派遣、支援基金の可能性、加工&マーケティング他）
- ・ フィールド活動を定期的にモニター、評価する。
- ・ 当該フィールドサイトの地域住民に対するインパクト調査を実施する。

#### <成果3のための活動>

- ・ 本活動は基礎あるいは理論的な研修ではなく、より「実践的」な研修に焦点を当てたものである。
- ・ フィールドサイト以外の森林官に対して研修(座学・実地)を実施する。
- ・ 森林管理計画(Forestry Management Plan)
- ・ 村落林業システム (Community Forestry System)
- ・ 育林 (Silviculture)
- ・ 研修結果を評価し、その研修評価結果に基づき研修を見直す。
- ・ 研修評価結果に基づき、FP サイトを持たない森林官に対して、研修のフォローアップを行うため、その活動の方法や内容を決める。またそのアプローチ例として、次の3つが想定される。  
①センターからのオファー型、②元研修生からの提案型、③技術補完研修。
- ・ フォローアップ活動の実施とモニタリング・評価。
- ・ 研修活動を徐々にカンボジア側に移管していく。

## 5-5 投入

両政府は、プロジェクト実施のために次の投入を行うことが期待される。

### 5-5-1 カンボジア側の投入

カンボジア側

<人員>

- ・ プロジェクトディレクター
- ・ プロジェクトマネージャー及び副プロジェクトマネージャー
- ・ プロジェクトコーディネーター（プロジェクトの運営管理メンバーとして）
- ・ フィールドプロジェクトマネージャー
- ・ カウンターパート（研修コーディネーター、フィールドプロジェクトコーディネーター）
- ・ フィールドカウンターパート
- ・ 研修講師、現地実習指導員
- ・ 管理部門職員、補助員

<土地>

- ・ プロジェクトオフィスにかかる土地提供
- ・ 関連施設にかかる土地提供

#### <建物、施設、資機材>

- ・ 研修センターとフィールドプロジェクトサイトにおけるプロジェクト事務室
- ・ ワークショップやセミナーのための会議室
- ・ フェーズ1プロジェクトで JICA が供与した資機材

#### <管理運営費>

- ・ プロジェクト施設の維持管理費
- ・ カウンターパート、管理部門職員、補助員の給与
- ・ 研修センター及びフィールドプロジェクトサイトで研修を実施するために必要な経費

### 5-5-2 日本側の投入

#### 日本側

- ・ JICA 専門家（長期及び短期の派遣）
- ・ カウンターパート研修（本邦あるいは第3国での研修）
- ・ 現地実習およびFP実施に必要な資機材
- ・ 現地実習のための研修施設の準備（研修活動の内容によるが、効率的な研修実施のため、地方森林官の数や研修対象者を決めた上で、本施設についての協議を予定）

派遣予定の専門家は、実施計画（PO）に基づき決定されるが、その専門分野は次を予定している。

- － チーフアドバイザー
- － 業務調整
- － 参加型森林管理
- － 村落資源管理
- － 村落開発
- － 森林管理計画
- － その他必要に応じた派遣

### 5-6 外部条件とリスク分析

外部条件とは、プロジェクトがコントロールできない外部に存在するものであり、またプロジェクトを成功に導く条件でもある。以下のものが本プロジェクトの外部条件として位置づけられた。

- ・ 森林セクターにかかる政府の政策及び戦略に変更がない。
- ・ フィールドプロジェクトサイト並びに村落資源の管理に関する事業が展開された地域において、経済・社会状況が今以上に悪化しない。
- ・ 研修生が現行の機関にとどまること。
- ・ 政府が対象CFサイトに対して法的な認証を与えること。
- ・ フィールドプロジェクトサイトにおける関連機関並びに開発機関（ドナー、NGO）との協力を得られること。

- ・ 自然資源に大きな影響を与える災害が発生しないこと（例・雨、嵐、洪水、火事他）

プロジェクトの進展と実施については、とりわけFPサイトでの地方森林官始め、森林局のコミットメントとオーナーシップが重要なリスクとして挙げられる。さらに付け加えると、次の2つの要因も、プロジェクトの成功を妨げる、あるいはプロジェクトを失敗させる「リスク」として考えられる。

#### 「地方森林官の能力向上」

地方森林官に対して集中訓練を行ったとしても、その習得した技術を普及できない、あるいは地域住民に対してその役割・責務を果たせないといった恐れも一方ある。こうした恐れや失敗を防ぐために、プロジェクトではフォローアップ活動と同時にフィードバックやモニタリングのシステムを含めている。

#### 「森林伐採や環境破壊傾向の増大」

生計を立てることが出来ず、森林資源に頼らざるを得ない貧困層や森林法を知らない地域住民が増加するといったリスクも一方、存在する。こうした状況を防ぐため、本プロジェクトでは住民のニーズに合わせた収入向上や生計向上活動も含めている。

### 5-7 前提条件

前提条件とは、プロジェクト開始前に抑えておかなければならない外部条件のことである。事前調査団は次の2つの前提条件を設定した。

- ・ 政府によって、フィールドプロジェクトサイトにおける安全が保障されること。
- ・ 人的資源開発に関する森林局の政策並びに地域住民に対する支援に対して大きな変化がないこと。



## 第6章 プロジェクトの総合的実施妥当性

### 6-1 妥当性

#### 6-1-1 カンボジアの国家政策のニーズとの整合性

生計向上と人的資源の能力向上は、「第二次社会経済開発計画（SEDP：2001-2005）」、国家貧困削減戦略（NPRS）およびカンボジア・ミレニアム開発目標（CMDGs）の主要なコンポーネントとして位置づけられている。カンボジア政府は、第二次社会経済開発計画と国家貧困削減戦略とを統合し、ミレニアム開発目標計画に沿った形で、現行、国家戦略開発計画（2006-2010：NSDP）を策定中である。2004年7月には、カンボジア政府は「カンボジアの成長、雇用、公正および効率化のための四方戦略」が発表され、この戦略に基づいて、森林局は5カ年の国家行動計画を実施することになっている。以上のことから、プロジェクトの範囲は、カンボジア政府の社会経済開発政策と一致している。

まず第1に、貧困削減への取り組みは、カンボジア政府にとって重要課題の1つであり、かつ責務であるので、地域住民の生計を改善させることは、単に地域住民の生活安定だけでなく、貧困緩和にも寄与するものとして、不可欠のものと言える。さらに、森林保護や管理に「住民」あるいは「コミュニティ」が参加することは、カンボジア政府の戦略に沿ったものとして、極めて重要なことである。

第2に、森林局では2003年に組織改革が行われた結果、地方事務所への権限委譲、さらに多数の地方への人材配備がなされたが、このことを受けて、地方森林官への研修は同局にとって最も緊急な任務の1つとなっている。したがって、森林官の能力向上を通じて地域住民の生活を安定させるという本プロジェクト目標は、現行考えられる最適なもの、また将来的にも必要なものと考えられる。

事前調査団の最中に、プロジェクト・サイクル・マネージメント（PCM）に基づき、カンボジア並びに日本側双方の出席の元、何度かプロジェクト形成に係るワークショップが開催された。ワークショップでの議論や意見交換の結果、双方の見解を組込む形で、プロジェクトのPDMのドラフト案がまず作成され、最終的には双方の合意が得られたPDMが完成した。こうした一連のプロセスを通じて、カンボジアのカウンターパートが、本プロジェクトのオーナーシップを持って実施に当たれるよう、プロジェクトは参加型の方法で設計されている。

以上のように、本プロジェクトは、カンボジア政府並びに森林局のニーズに一致したものと言える。

#### 6-1-2 カンボジアの森林局のニーズとの整合性

カ国において森林は経済および住民にとって重要なリソースである。国民の90%以上は薪炭材を利用している。材木は、建設資材として広く使用されており、また森林保全は、洪水発生率を低下させ、観光産業の促進、貴重な野生生物の保護のためにも不可欠なものである。とりわけ、地域住民の多くは地方に住み、大部分が農業に従事しているが、その住民はメインかあるいは追加的な生計オプションとして、森林資源（林産物）に依存しているのが現状で、住民の多数にとって、森林資源は農業について2番目に重要なリソースである。

したがって、森林管理を含む持続可能な村落資源管理は、住民の生命並びに公共の利益という点でも重要といえる。さらに森林は、地域の文化および野生生物の生息地としても重要である。

本プロジェクトは、地域住民による持続可能な村落資源活用、さらに地方森林官への研修のため、森林局を支援するものであり、また、地方森林官のイニシアチブは持続可能な村落資源管理の達成のためには不可欠なものである。一方、地域住民の多くは非常に脆弱で貧しいため、地域集會に出席する時間もなく、また森林管理を行う誘因もない。そこで、このような人々の現況に鑑み、FP サイトにおいては、収入機会の提供や、生計向上の支援も行えるようプロジェクト活動を計画している。また、地域住民、森林セクターに係るビジネス、さらには関連する機関にとって、プロジェクトから直接あるいは間接的に便益が及ぶよう配慮がなされていることから、適切な戦略およびプロジェクト・フレームワークであると言える。

他方、今回、プロジェクトは村落林業（コミュニティ・フォレストリー：CF）に焦点を当てているが、これは次のような事情からである。1つに、村落林業促進は森林局の重要な役割の1つであること、多くの森林地帯の住民が村落林業を徐々に理解するようになってきていること、資源保護の手段の1つとして、村落林業の確立やCF活動への参加が望まれることなどである。共有林の地域では、既にかんりの村落林業の進捗が見られるものの、通常、村落林業の法的な措置はまだ整っていない。共有林については、合法化の手続き途上であることもあり、森林官自身および地域の村落メンバーの双方とも十分に理解しているわけではない。

そこで、プロジェクトとして、村落林業に関する法的措置についても促進することは、森林局の職務を支援する上でも有用であり、さらには村落林業メンバー、ひいては対象となる地域の住民にとっても非常に有益となると考えられる。

### 6-1-3 我が国援助政策との整合性、日本の参画の意義

村落資源管理は、わが国の対カンボジア国別援助計画のなかで「グローバルイシューへの対応」という経済協力の4つの重点分野／課題のうちの1つとして位置づけられている。カンボジアに対するJICAの優先開発分野<sup>1</sup>として、「農業農村開発」、なかでも「自然資源の持続的利用」が重点課題となっている。

第1章でも言及したように、JICAは過去3年間、森林官の人的資源開発を支援してきていることから、本プロジェクトはその際のプロジェクトの経験や森林局及び関連機関との密接な協力関係を最大限利用することができる。同時に、JICAは持続可能に資源管理が行えるように、地域住民の生計向上に貢献することを強く強調していることから、このJICAの方向性は本プロジェクトの方向性と合致するものである。

以上により、本プロジェクトはわが国の援助政策に沿うものであり、日本政府が支援するにふさわしいものといえる。

一方、多数の国際ドナーおよびNGO機関が森林セクターで活動している。しかしながら、本プロジェクトとは重複せず、お互いが補足関係にあるといえ、プロジェクトがより大きな相乗効果をもたらすことが期待できる。実際、どのドナーあるいはNGO機関も、定期的に全国レベルで地方森林官の研修を支援しているところはない。CF活動を促進するために、現在、多くのNGOが、当該分野で活動しているものの、その支援は、ある限られた期間内であるか、村落ないしコミュニティレベルを網羅するのみである。一方、世銀は、Cantonment（“州“レベルにあたる）レベルの

---

<sup>1</sup>JICA 国別事業実施計画（2005年）

地方森林官に対しての研修支援を計画しているが、3年間という期限でのプロジェクトであり、また全国すべてを網羅するのではなく、4あるいは5つの Cantonment をパイロットとして網羅するに過ぎず、本プロジェクトと重複するものではない。

以上、わが国が本プロジェクトを支援することは意義あるものと判断でき、プロジェクト実施に向け、その目的は妥当であり、本件実施の妥当性は高いと判断される。

## 6-2 有効性

本案件は、以下の理由から高い有効性が見込まれる。

プロジェクトはFPサイトの実施のため、一步一步確実に、かつ具体案を示しつつ、進める予定である。と同時に、研修センター（FWTC）において、地方森林官が住民のニーズに応えられるよう、詳細な森林管理計画を策定するための研修を行うことにしている。こうした管理計画やFPサイトでの村落林業活動によって、地方森林官および地域住民が実際に便益を得られることが期待されている。

さて本件の有効性であるが、最初にいえることは、たとえ地域住民が短期的あるいは急激には収入を増加できないとしても、少なくとも地域住民は、村落資源の持続的な利用を通して、生計向上や生活安定のための手法・ノウハウを獲得することができる。さらに、村落資源の持続的な利用を通して、森林技術の普及が図られること、さらに食糧供給や生計に対しても寄与することが期待される。

第2に、本件で対象とする地方森林官については、プロジェクト対象となるFPサイトにおける森林官と、対象となるFPサイトの森林官以外の、「全国」を対象とした森林官とに区別している。これらの2つの異なる対象者は、プロジェクトから異なる便益が得られる予定であるが、双方とも、地域住民の要望やニーズを満たすよう効率的に研修を受け、また能力開発が行われる予定である。FPサイトでの活動を実行するために、FPサイトの地方森林官は、必要とされる研修や、オン・ザ・ジョブトレーニング(OJT)を受けることになる。他方、対象となるサイト以外の地方森林官は、研修センター（FWTC）での座学や実践訓練だけでなく、フォローアップ活動を受ける機会も用意されている。更に、FP活動の結果や経験は、研修センターでのその後の研修にもフィードバックされることで、研修のより効果的な実施に活かされる予定である。

結論として、こうした一連のプロジェクト活動の実施によって、実践的な技術と知識を持った地方森林官が育成されることが期待される。実践的な技術や知識を身につけた地方森林官は、地域住民にとって、村落資源管理や利用における良き「相談相手」、「アドバイザー」あるいは「提示者」として認識されることを目指していることから、本プロジェクト目標および上位目標は到達可能と思量される。

案件を策定する過程、特に前回のJICAプロジェクト（CBFSプロジェクト）の終了時評価調査あるいは今回の事前調査において、森林官の組織分析、現行の研修インパクトさらには研修ニーズ・アセスメントが実施されており、その際の結論や協議結果は、本プロジェクト目標およびその指標に反映されている。ただし、FPサイトでの情報はまだ不足していることから、事前調査団としては、プロジェクト目標に係る定量的な測定基準あるいは客観的な指標設定すべてを定義することはできていない。本プロジェクトのフレームワークが整備され、また両政府によって合意された後、効果的な研修の実行や効率的なプロジェクト実施のため、さらに補足的に必要な調査が行なわれ、その過程で、各種指標やそのレベル設定なども定義される予定である。

なお、森林局の強いイニシアチブとプロジェクトへの確固としたコミットメント、それに加えて、地域住民の強い参加は、プロジェクト成功に不可欠なことである。5年間でプロジェクト目標を達成するためには、プロジェクト開始時に、カウンターパート（とりわけ、研修調整官、フィールド・プロジェクト調整官）、研修講師、さらには実習研修の指導教官、運営スタッフなど、ふさわしい候補者と十分な人数が配置されることが重要である。またプロジェクトを円滑に実施するため、プロジェクトのパフォーマンスや進捗をモニターし、評価することが重要である。さらに言えば、プロジェクトをモニタリングすることで、計画の修正を柔軟に行っていくことが可能となる。

### 6.3 効率性

この案件は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

本件は、慎重な計画策定および費用効果分析等によって効率的な実施が見込まれる。本プロジェクトでは、次のような理由からも効率的な実施が見込まれる。①前プロジェクト（CBFS プロジェクト）の知見や経験を有効活用できること、②同プロジェクトのカウンターパートが引き続き、研修センターに適切に配置されていること、さらに、③プロジェクト実施に向けて、特に地方森林官および村落林業メンバー始め、森林官並びに地域住民の積極的な参加が期待できること。

一方、人的資源配置については、昨年以降、カンボジア側は既に人員配置を終え、カウンターパート人数を増やしてきており、こうしたカウンターパートたちは、プロジェクト活動すべてにおいて中心的な役割を果たすことになる。また、研修センターのカウンターパートや森林本局の職員は、計画面始め重い責任と任務を負うこととなり、プロジェクトへの協力に資することとなる。

日本側からの人的投入については次のとおり。①3名の長期専門家派遣、2)短期専門家数名、および、③カウンターパート研修。長期専門家はカウンターパートとの日常業務の遂行のなかで、プロジェクト活動をよく理解しつつ、調整や助言を与える役割を担うことになる。短期専門家は、必要に応じて派遣され、特定の課題についてカウンターパートに対する指導を行う予定である。投入を最大限に活用し、かつ成果を達成するため、日カ双方でプロジェクト実施/運営方法につき議論し同意を得る予定である。もちろんプロジェクトへの投入については効率的に活用されるよう最低限必要なものととどめてある。

他方、前プロジェクト（CBFS）の終了時評価での提案に基づき、本件での研修対象者として、地方森林官に対する研修に力点をいれ、とりわけ実践的な研修内容とする予定であり、研修対象や内容を絞り込んでいる。またFP活動での経験に基づいた研修コース用資料が活用される予定である。双方の合意文書に従い、日本側の投入、特に研修センターでの研修については、徐々にカンボジア側に譲渡していく計画であるが、これは言い換えると、研修活動を徐々にカンボジア側に移管して、JICAからの支援は縮小していくことを意味する。

プロジェクト活動を最大限、効率的に行うには、何より対象となるFPサイトの選定を慎重に行うこと、また当然のことながら、FPサイトでの活動は、あくまで住民のニーズに基づいたもので、入念な協議が必要である。

また、できる限り、本件では地域のシステムあるいは地域機構を活用すべきで、たとえば、コミュニケーション・カウンセルは、コミュニティと村人が本プロジェクトを理解するための機構であり、また住民間の争い事を起さず、円滑にサイト活動に同意できるよう話し合われる組織の1つであ

る。さらに、住民がいかに容易に本件を理解し、また活動実施に際して全面的な支援を行なえるかという点では、地方関連機関と地域住民との間の調整、調停あるいは合意が非常に重要である。FP サイトの円滑な実施のためには、外部条件として定められているとおり、「FP サイトにおける関連機関並びに開発機関（ドナー、NGO）との協力を得られること」は必要不可欠なものである。

## 6.4 インパクト

現在の潮流、政治、経済並びに社会情勢、さらには社会状況やコミュニティ・住民の吸収能力といったさまざまな観点から考えると、目に見える確実なインパクトを引き出すためには、かなり長い時間がかかることに留意すべきである。とはいえ、本件実施によって、政策、組織制度、技術、社会、経済面といった様々な局面で、いくつかの好ましい変化が見られる。本プロジェクトの結果として次のようなインパクトが期待できる。

まず本プロジェクトは、地域住民の生活の安定を目的として、持続的な村落資源利用に焦点を当てている。したがって、地域住民は本件実施によって、様々な機会を得て、生計を向上ないし安定させる方法やノウハウを身につけることが期待できる。そして、プロジェクト終了後も、FP サイトで村落資源が持続的に利用されるシステムが引き続き、構築されることから、本プロジェクトの上位目標は達成可能である。

一旦、地域住民が参加型の村落資源管理の重要性を認識できれば、プロジェクトの結果あるいは成果は、研修センターで受講した地方森林官を通して、あるいはスタディツアー、セミナー等によって、FP サイト以外の地域住民へも広がるものと思われる。

結論として、本件は、FP サイトで地域住民を訓練する一方、地方森林官が村落資源管理の重要な役割を果たすようになることから、上位目標の達成に寄与できると思われる。

しかしながら、上位目標の実現は、外部条件如何にかかっており、外部条件がいかにプロジェクトに影響を及ぼすかをじっくりとモニターしていく必要がある。

以下のような様々な観点から期待できるインパクトは次のとおり。

### 1) 政策的インパクト

政策的なインパクトとして、本件は、カンボジアにおける地方分権化政策、森林セクター改革、さらには四方戦略に基づく 5 ヶ年の国家行動計画を森林局が実施するのを支援する役割を果たすことになる。また本件実施によって、間接的ではあるが、第二次社会経済開発計画、国家貧困削減戦略およびカンボジア・ミレニアム開発目標 (CMDGs) の達成にも資する。とりわけ、研修や FP サイトでの活動を通じて、森林法や村落林業法の普及を行うことは、地域住民が法秩序を理解することと同様に、地方森林官への多大な影響となる。村落林業協定の進展を支援することは、また、新たに合法化された村落林業や承認された村落林業管理計画の数が増加することが期待される。

### 2) 組織・制度上のインパクト

研修センターでは、本件の実施に伴い、研修ニーズの把握を始め、研修受講生および講師/インストラクターの選定基準設定、教材・教科書作成、フィールド実習準備、さらには研修インパクトの評価を行うこととなる。本件によって蓄積された研修運営の経験やノウハウは他の職員研修科目を行なうにあたって参考となり、まさに森林局にとって貴重な組織財産となるはずである。

なお、FP サイト活動を実施するに当たっては、まず必要な研修、住民ニーズ・アセスメント、村落林業管理計画・年間実施計画の策定準備、定期的なモニタリング・評価の実施等を行っていくことになるが、こうしたフィールド・プロジェクト活動の中心となるのは、森林局自身である。

案件の実施によって、地方森林官に組織運営のノウハウなどが蓄積されていき、他のプロジェクトや森林局に課せられた責務にも応用が効くようになる。さらには、FP サイトでの活動によって、対象サイトの地方森林官(Cantonment、Division および Triage レベル)が、いつそう経験を積み、また各自の役割や責任を再確認することになるだろう。

### 3) 技術的なインパクト

研修センターのカウンターパートは多くは、前の CBFS プロジェクト以降、配置されており、引き続き日本人専門家から直接、技術的な助言を受けることで、研修/技術コーディネーターとしてのみならず、仲介者、トレーナーあるいはチーム・リーダーとなることが期待できる。村落林業の実践には、何より広範囲の森林技術が求められることから、研修センターで受講し、技術やノウハウを向上させた地方森林官は、技術の応用として、大規模での森林経営管理も可能となる。

対象となる FP サイトにおける村落林業メンバー並びに地方森林官、さらには、その他の地方森林官が、本件の主要なターゲットグループとなる。また、対象となる村落林業の地域にあるコミュニケーションや村落の地域住民までが、プロジェクトの直接の受益者となる。

次に、間接的なインパクトであるが、元研修生(地方森林官)が、村落あるいは他の森林事務所をどれくらい頻繁に訪れ、地域住民および地元の関連機関とどのような信頼関係にあるかで技術移転の範囲および効果は変わってくる。地方森林官が、より知識を向上させ、また必要な資機材を活用するため、本件ではフォローアップ活動を行う計画であり、この活動によって、技術移転が確実なものになるであろう。また、プロジェクトによる受益者インパクトを見るため、ベースライン調査、インパクト評価および FP サイトでの活動報告書等が行われ、それによって、きちんとしたデータや情報を収集する予定である。

プロジェクトが終了を迎えないと、FP サイトの地方森林官がどれだけ技術移転を住民に行ったか、またその移転の対象となった住民の正確な数を知ることはできないが、464 戸数<sup>2</sup>を対象に行った住民への質問表調査<sup>3</sup>では、既にある程度、関連情報と結果が明らかになっている。この調査結果によると、住民の 64.7%は、村での森林官の活動に気づいていないとの回答であった。

また、回答者の 41%は、森林官を助け、森林に関する情報を流布していくには、村長がもっとも適任者であると答えている。一方、森林官が知識や経験を流布する上で、村民の中で支援者となるのは、文字を読み、教育を受け、他の村民から信頼される人でなければならず、そうした人は、「コミュニティー リーダー」であり、例えば、教師、僧、村長、コミュニケーション・チーフである。村落林業の確立とは、地方森林官から地域住民への技術移転の拡大であり、さらにはプロジェクトの評判と、地方森林官と住民との信頼によって他の地域へも広がって行くことである。

最後に、プロジェクトによって、村落林業メンバーの人数が増加し、また対象となる FP サイトだけでなく、FP サイト以外の森林官にも伝播され、成果が波及し、カンボジアの他の地域にも広がっていくことがすることが見込まれる。

<sup>2</sup> Kampong Thom 県の Kraya (152) 及び Tumr ieng (43)、Kampong Chhnang 県の Samaki Meanchey (269) の住民を対象としたもの。

<sup>3</sup> 社会経済調査結果

#### 4) 社会・経済的インパクト

フィールド・プロジェクト活動を通じ、村落資源の管理に関する事業が展開された地域において、村落林業が確立した場合、以下のようなインパクトが期待される。

まず、森林法を地域住民が遵守することによって、森林荒廃地域の縮小に結びつくと思われる。また一旦、住民が村落資源の重要性を認識できるようになれば、徐々にではあるが、より持続的に村落資源を利用するであろう。各々の村落森林管理計画の内容に基づき、村落林業委員会が材木や非木工製品を販売することができれば、メンバーにとって、金銭的な便益として新たな収入にもなり、また生活水準の改善を保証することにもなる。さらには、一旦、地域住民がそのような長期的な便益が得られることがわかれば、森林への理解が深まり、森林を保護する義務も果たすようになると考えられる。さらには、不法伐採や、森林荒廃地も減少し、持続的に森林を利用する保全の方法を身につけるであろう。もちろん、これらは長期的で、かつ森林局の最終到達目標でもあることから、関連する他機関から一層の支援、尽力が求められる。

住民への質問表調査での回答によると、村落林業を実施する結果として、住民の間での多くの変化が期待できる。回答者の45.1%は、次世代のために、森林を自分たちで開発できると述べている。また41.1%は、住民こそが、森林保護に関し大きな役割を果たすだろうと表明しており、また36%は、部外者から村落林業地域の使用を守ることができると回答している。

そのほか、肯定的な変化として、よりよい環境条件の維持(26.4%)、村落林業と称される地域へのアクセス(24.4%)、さらに所得向上(10.9%)といったものが挙げられている。

さらに、政府やコミュニティと協力しつつ、プロジェクト始め、他ドナー、NGOによって奨励された村落林業推進の努力の結果、村落林業管理下にある土地面積は増えることが期待される。

対照的に、本プロジェクトの実施によって、ネガティブなインパクトが発生する懸念を見てみよう。

本プロジェクトは、環境面でマイナスの負荷がかかるとは考えにくいものの、社会面でマイナスのインパクトが現れる可能性は否定できない。例えば、脆弱な人々、貧しい家庭、妻帯者のいない家庭あるいは、女性が世帯主である家庭などに特別の注意が払われるべきである。というのも、そうした家庭は、食糧並びに日々必要なものを補うため、森林資源を利用しているとはいえ、時間がない、労働に多忙、意識がないといった諸々の理由によって、村落集会には参加せず、村落林業メンバーにならないことが多いからである。だからこそ、こうした人々に参加してもらるように、プロジェクトによる収入機会や生計向上、植林活動その他を行う必要がある。

さらに、村落林業の確立を図るということは、自分たちの地域内での、森林資源の進入あるいはアクセスを禁止することを意味する。住民への質問表調査でも、「地域への進入が禁止されることで、その地域の資源利用ができないという嫉妬の念を起す可能性がある」といった回答も出ている。

よって、社会経済調査を実施し、そうした土地あるいは村落資源利用を巡る紛争のリスクのあるような地域はプロジェクトの対象とすることを避けるといったことも重要である。

もちろん、プロジェクト実施上、FP サイトでの活動は、村落林業メンバーにとどめるのではなく、コミュニティ全体の地域住民、たとえば、先に述べた脆弱な人々や少数民族も含め、村落林業メンバーでない人々をも対象とすることが必要である。

## 6.5 自立発展性

本案件による効果は、以下のとおり、相手国政府によりプロジェクト終了後も継続されるものと見込まれる。

### 6.5.1 制度・組織面での自立発展性

地方森林官と地域住民とがお互い、より密接で、強い信頼関係で結ばれることが期待できることから、プロジェクト終了後も、FP サイトでの活動の継続が見込まれる。もちろん、地域住民は脆弱な環境の中、生活を送っているため、住民の態度や振舞いといったものが短期間で変わるものではないが、誰かに支援されない、助けてほしいという要望も一方、強いものである。したがって、一旦地方森林官が、素晴らしいファシリテーターであるとか、村落資源管理や利用の助言者であるといったことを住民が認識すれば、お互いの相互信頼関係はずっと続いていくと確信できる。

プロジェクト終了後の森林官の研修の継続についても、本プロジェクト活動が森林局の責務と連動していること、研修センターが既に研修機関として認められていることから、制度上の自立発展性が見込まれる。

前のCBFSプロジェクト期間中には、合計で10人のカウンターパート及び26人の講師がプロジェクトに配属されたが、人数的には十分とはいえなかった。その後、森林局はその必要性を認識し、カウンターパートの人数を増やしてきている。従い、プロジェクトが参加型で村落資源管理を実施し、かつカンボジア政府が定めた森林法のもと、「人的資源の能力向上」を行うことを本件の目的としていることから、カンボジア政府は引き続き、政策・制度支援について、強いコミットメントと支援を約束すると思われる。

人的資源の自立発展性については、プロジェクトのカウンターパートや地方森林官がプロジェクト終了後も現在のポジションに残るかどうかにについては定かではない。とはいえ、カンボジアの国の状況から、職が極端に変わる恐れは少なく、あるとしても行政手続としての昇進の可能性である。よって、人が交代あるいは、いなくなってもプロジェクトの成果が持続されるように、書類のファイリングや情報共有のメカニズムをプロジェクト期間中に作る必要がある。

### 6.5.2 財政面での自立発展性

本プロジェクトでは、最低限必要な機材や設備を利用するので、その設備保全や維持管理にお金がかかりすぎる心配はない。次表は、前のプロジェクトの期間中に、カンボジア、日本双方によって分担されたコスト投入額である。研修コースに係る費用では、カンボジア側は、全体費用のわずか5%しか負担しておらず、この点では、プロジェクトの成果を持続されるのに必要な財政面での自立発展性を確保するには少なすぎると言える。

表6 コスト投入額 (ユニット： 米ドル)

	ローカルコスト	設備	施設建設	全体
カンボジア側	27,809 (4.35%)	137,528 (13.32%)		165,337 (9.69%)
日本側	645,239	442,221	453,058	1,540,518



農業省から森林局への将来の予算配分については不透明であるので、プロジェクトの財政面での自立発展性を担保することを現時点で確認する事は困難である。しかしながら、適切な予算が配分されるよう農業省に対して強い要求を森林局が行おうとしており、予算の確保に注力していることから、カンボジア側は、前のCBFSプロジェクトの際のコスト負担と比較しても、本プロジェクトへのコスト負担額は増加すると思われる。

一方、研修にかかる費用は、徐々にカンボジア側に移管することになっている。したがって、プロジェクト終了後の財政面での自立発展性については改善がなされる予定であり、いかに予算が定期的に配分されるかをモニターすることが重要である。

FPサイトでの活動について、プロジェクト後の継続性については以下のとおりである。

プロジェクトによって作成、配布予定の資料・教材や支援物品そのものは、地域住民が外部からの支援に長く依存する恐れもあり、プロジェクトに全面的に依存するような状況を作るのは、よいことではない。少なくとも、プロジェクトの役割は、森林に対する住民の注意や認識を喚起し、さらに自助努力を支援することにある。従い、自助努力始め、オーナーシップの増強や対象村落やコミュニティの生計向上などが主となる必要がある。他方、共有林や村落資源管理といった分野は、森林セクターのなかでも、多くのドナーやNGOが支援し、かつ重要な分野の1つであることから、他の森林プロジェクトと比較しても、森林局や地域社会にとっては、森林を含む地域活動に対する財政支援を見つけやすいと言える。ドナーやNGO側にとっては、環境配慮始め貧困削減に関連したプログラム等の実施を支援する限りは、地域の貧しい住民に対する支援を引き続き行えるはずである。以上の状況からすると、プロジェクトが終了しても、研修を受講した地方森林官は、引き続き財政支援してくれるドナーと協力しつつ、共有林を支援していくことが可能と思われる。

### 6.5.3 技術面での自立発展性

プロジェクトでは地方森林官やカウンターパートだけでなく、必要に応じて、地域住民の中からリーダーとなる人や、また研修講師あるいは指導教官についても研修する予定がある。また、研修コーディネーター、研修講師および指導教官は、プロジェクト期間中、独力で適切なカリキュラム、教科書あるいは教材を作成できるよう日本人専門家から技術指導を受けることになる。こうして作成された教材他、資料、マニュアル等は、プロジェクト終了後にも、継続して、有効に活用することができる。

フィールド・プロジェクト調整官は、プロジェクトの実施方法始め、モニターの仕方や評価を学習することによって、さらに他の地方森林局に適用されるような教訓やノウハウを蓄積できる。そうすることによって、プロジェクトは、日本人専門家の支援がなくとも、プロジェクトの技術的な自立発展性は高められていくものと考えられる。

プロジェクト終了後、研修センターは、さらに新たな研修コースを準備し、また既存の研修資料を改訂することになる。技術面での自立発展性を維持していくにあたって何より重要なことは、カンボジア人自身が、独力でいかに知識や技能を向上させていくための情報を手に入れられるか、業務環境を整備していくことにあると思われる。

## 第7章 プロジェクトのモニタリングと評価

モニタリング・評価とは、プロジェクト活動の一部をなす大事な要素であり、プロジェクト設計を一層よくするために行われるものである。本プロジェクトで実施されるモニタリング活動とは、大きく2つあり、1つは進捗モニタリングともう1つは遂行（パフォーマンス）モニタリングである。

PDM を用いて、プロジェクト期間中、カンボジア側及び日本側合同で、中間評価と終了時評価が行われる予定である。またモニタリング・評価の結果は、双方の関係者にフィードバックされる予定である。

### 7.1 モニタリングの手順

#### 7.1.1 進捗モニタリング

進捗モニタリングとは、次のようなものである。カウンターパートによる現行チェック機能（例：毎週の会合）、日本人専門家と共同でプロジェクトマネージャーが指揮をとり、実施計画に明記された活動が、いかにスケジュールどおり行われているかどうかを調べる事にある。実施計画（PO）や年間実施計画（APO）は、モニタリングの手順をしっかりと管理するツールである。この2つの計画はプロジェクトマネージャーとの会合でその進捗が報告される。さらに、進捗モニタリングの結果は、モニタリング報告書に記載され、定期的にカンボジア JICA 事務所にも提出される予定である。

#### 7.1.2 遂行（パフォーマンス）モニタリング

遂行（パフォーマンス）モニタリングは、プロジェクト実施中に達成される遂行具合を時折行うものであり、PDM に記されたターゲットや指標を測定することにある。また別箇調査や現存する2次情報などから、評価基準あるいはベースライン・データが得られるようにする。

### 7.2 評価の手順

JICA の実施する技術協力プロジェクトでは、規定として、プロジェクト期間中、中間期と終了時に評価が行われる予定である。この評価は、プロジェクトの設計、実施、および結果について、プロジェクトの実施によって得られた成果／結果を5つの評価項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、そして自立発展性の観点）から、できるだけ体系的にかつ客観的に評価するものである。

評価から得られた結果や教訓は、プロジェクトの延長の有無、あるいは他の類似のプロジェクトに対する計画、実施、評価に活用される。プロジェクトの経験から得られる教訓を引き出すため、外部評価を実施することもある。

評価実施スケジュール（暫定）

中間評価（2007年央）

終了時評価（2010年央）<sup>4</sup>

---

<sup>4</sup> 通常、終了時評価は、プロジェクト終了の少なくとも6ヶ月以前に実施される予定である。

## 別 添 資 料

- 1 調査日程
- 2 主要面会者
- 3 実施協議議事録 (R/D)
- 4 協議議事録 (M/M)
- 5 第1次事前調査協議議事録
- 6 第2次事前調査で作成された研修計画



## 第1次事前調査 調査日程

No	Date	Day	Schedule	
1	2004年9月19日	日	<コンサル団員のみ> 成田発	
2	9月20日	月	JICA事務所表敬 森林局表敬 専門家との打ち合わせ	
3	9月21日	火	森林局ヒアリング RO (Reforestration Office) CFO (Community Forestry Office) FMO (Forestry Management Office) WFMO (Watershed and Forest Land Use Management Office)	
4	9月22日	水	森林局ヒアリング Forest Industry and Commerce Office Research Institute	
5	9月23日	木	CFAC (NGO) Extension Office	
6	9月24日	金	Concern (NGO) 専門家との打ち合わせ	
7	9月25日	土	調査結果の取りまとめ	
8	9月26日	日	調査結果の取りまとめ	
9	9月27日	月	<官団員> プノンペン着、ただし終了時評価のための 調査を実施	<コンサル団員> 引き続き調査継続
10	9月28日	火	終了時評価のための調査	プロジェクト基本計画作成
11	9月29日	水	終了時評価のための調査	プロジェクト基本計画作成
12	9月30日	木	終了時評価のための調査	プロジェクト基本計画作成
13	10月1日	金	終了時評価のための調査	PCMワークショップ準備
14	10月2日	土	<官団員・コンサル団員> プロジェクト基本計画精査	
15	10月3日	日	コンポントムへ モデルサイト見学	
16	10月4日	月	コンポントムへ プノンペンへ	
17	10月5日	火	PCMワークショップ (1日目)	
18	10月6日	水	PCMワークショップ (2日目)	
19	10月7日	木	PCMワークショップ、ミニッツ作成・確認	
20	10月8日	金	ミニッツ署名、JICA事務所、大使館報告	
21	10月9日	土	プノンペン発	
22	10月10日	日	成田着	

第3次事前調査—現地調査Ⅱ 日程

No	Date	Day	Schedule
1	5-Sep-05	Mon	11:00 Lv. Tokyo (TG641) → 15:30 Ar. BKK 17:05 Lv. BKK (TG698) → 18:20 Ar. PNH
2	6-Sep-05	Tue	10:00 Courtesy call to FA 11:00 Meeting with JICA Office 14:00 Meeting with Project Experts (FWTC)
3	7-Sep-05	Wed	Survey of activities of FA 8:30 PAO (Planing and Accounting Office) 9:30 FMO (Forestry Management Office) (11:00 RO (Reforestration Office)) 14:30 AICO 15:30 CFO (Community Forestry Office)
4	8-Sep-05	Thu	10:00 FAO (Mr. Kimoto) 14:00 Concern (Piseth&Thira) 16:00 CFAC & WB (Amanda, Mudita)
5	9-Sep-05	Fri	8:00 CTSP/DANIDA (Mr. Arvid) 16:00 Oxfarm GB (Mr. Hak Salom)
6	10-Sep-05	Sat	Preparation for Survey
7	11-Sep-05	Sun	To Kampong Thom
8	12-Sep-05	Mon	Social Survey
9	13-Sep-05	Tue	-ditto-
10	14-Sep-05	Wed	Survey of Local FA and Agricultural office
11	15-Sep-05	Thu	Survey of Local NGOs and transfer to Kampong Chhnang
12	16-Sep-05	Fri	Social Survey
13	17-Sep-05	Sat	Social Survey
14	18-Sep-05	Sun	Data Arrangement
15	19-Sep-05	Mon	Survey of Local FA and Agricultural office
16	20-Sep-05	Tue	Survey of Local NGOs and transfer to Phone Penh
17	21-Sep-05	Wed	Analyze field survey
18	22-Sep-05	Thu	Meeting with JICA office and experts
19	23-Sep-05	Fri	Meeting with JICA office and experts
20	24-Sep-05	Sat	Data Arrangement
21	25-Sep-05	Sun	Data Arrangement
22	26-Sep-05	Mon	Preparation of PCM workshop
23	27-Sep-05	Tue	Meeting with JICA office, experts
24	28-Sep-05	Wed	Repor to FA PCM workshop (1st)
25	29-Sep-05	Thu	PCM workshop (2nd)
26	30-Sep-05	Fri	PCM workshop (3rd)
27	1-Oct-05	Sat	Data Arrangement
28	2-Oct-05	Sun	Making the Project Document
29	3-Oct-05	Mon	-ditto-
30	4-Oct-05	Tue	-ditto-
31	5-Oct-05	Wed	-ditto-
32	6-Oct-05	Thu	Report to FA
33	7-Oct-05	Fri	Modification of the Project Document
34	8-Oct-05	Sat	-ditto-
35	9-Oct-05	Sun	-ditto-
36	10-Oct-05	Mon	Discuss about the master plan of R/D
37	11-Oct-05	Tue	Modification of the Project Document
38	12-Oct-05	Wed	Modification of the Project Document
39	13-Oct-05	Thu	Discuss about the master plan of R/D
40	14-Oct-05	Fri	Report to FA Report to JICA Office 18:50 Lv. PNH → 19:55 Ar. BKK (TG699) 23:10 Lv. BKK
41	15-Oct-05	Sat	Narita (6:15)

## 主要面談者

## 1. 森林局 (Forestry Administration:FA)

Mr. Ty Sokhun	Head of FA
Mr. Ouk Shyphan Deputy	Deputy Head of FA
Mr. Ma Soktha	Chief of Reforestation Office
Mr. Sok Heng	Chief of Community Forestry Office
Mr. Vanna Bun	Deputy Chief of Forest Management Office
Mr. Teang Sokhom	Deputy Chief of Watershed and Forest Land Use Management Office
Mr. Krov Chun	Deputy Chief of Legislation and Litigation Office
Mr. Solon	Chief of Forest Industry Commerce Office
Mr. Chan Sophal	Deputy Chief of Research Institute
Mr. Chip Buntavin	Deputy Chief of Administration and International Cooperation Office
Mr. Than Sarath	Deputy Chief of Planning and Accounting Office
Mr. Hour Lim Chhun	Chief of Extension Office

## 2. 森林野生生物研修センター (Forestry and Wildlife Training Center :FWTC)

Mr. Canada	Chief of FWTC
Mr. Bun Radar	Deputy Chief of FWTC
Mr. Hem Chanrity	Deputy Chief of FWTC

## 3. 地方森林局

Mr. Shou Sokhun	Chief of Kampong Thom Cantonment
Mr. Sok Vannaren	Chief of Kampong Thmar Division

## 4. DANIDA

Mr. Mogens Laumand Christensen	Minister Counsellor, Danida Resident Representative
Mr. Arvid Sloth	Advisor of Cambodian Tree Seed Project

## 5. Concern Worldwide

Ms. Vaneska Lits	Community Forestry Advisor
Mr. Shambu Prasad Dangal	Technical Advisor

6. CFAC/CFI

Ms. Amanda Bradley

Program Coordinator

7. 森林分野人材育成計画専門家

五関 一博

チーフアドバイザー

荒井 実

研修

丸田 秀士

業務調整

8. 個別専門家

志間 俊弘

森林資源アドバイザー

9. 日本大使館

井上 進

公使

10. JICA カンボジア事務所

力石 寿郎

所長

三次 啓都

次長

武市 二郎

企画調査員

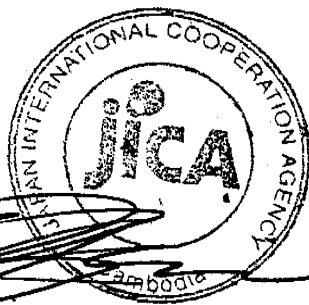



RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN  
 JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY  
 AND  
 AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA  
 ON  
 JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT  
 FOR  
 THE PROJECT ON CAPACITY BUILDING FOR  
 THE FORESTRY SECTOR PHASE II

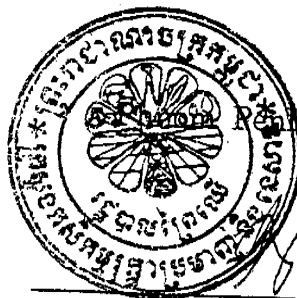
In response to the request of the Royal Government of Cambodia, the Government of Japan has decided to conduct the Project on capacity building for the forestry sector Phase II (hereinafter referred to as "Project").


Accordingly, Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") Cambodia Office had a series of discussions with the Cambodian authorities on desirable measures to be taken by both Japanese and Cambodian Governments for the successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Royal Government of Cambodia, signed in Phnom Penh on June 17, 2003 (hereinafter referred to as "the Agreement"), JICA and Cambodian authorities concerned agreed on the matters referred to in the document attached hereto.



  
 Mr. Juro Chikaraishi  
 Resident Representative,  
 Cambodia Office,  
 Japan International Cooperation  
 Agency (JICA),  
 Japan



  
 H.E. Ty Sokhun  
 Head  
 Forestry Administration,  
 Ministry of Agriculture, Forestry  
 and Fisheries  
 Kingdom of Cambodia

December 14, 2005

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN JICA AND CAMBODIAN GOVERNMENT

1. The Royal Government of Cambodia will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III.

#### 3. TRAINING OF CAMBODIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive the Cambodian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

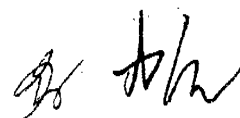
1. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that knowledge and experience acquired by the Cambodian personal from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.

*JS* *h/m*

3. In accordance with the laws and regulations in force in Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
4. In accordance with the laws and regulations in force in Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Head of Forestry Administration, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. One of the Deputy Heads of Forestry Administration, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. Chief of FWTC (Forestry and Wildlife Training Center of Forestry Administration), as Deputy Project Manager, will be responsible for the coordination and implementation of the project activities.
4. Chief of AICO (Administration and International Cooperation Office of Forestry Administration) and Chief of PAO (Planning and Accounting Finance Office), as Project Coordinators, will be responsible for project coordination and administrative affairs.
5. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
6. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
7. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.



## V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Cambodian authorities concerned, before the third year and during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

## VI. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and Cambodian Government on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

## VII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Cambodia.

## VIII. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from December 15, 2005.

- ANNEX I MASTER PLAN
- ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX V LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
- ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE
- ANNEX VII TECHNICAL COOPERATION AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

# ANNEX I MASTER PLAN

## 1. Project Title

Project on the Capacity Building for the Forestry Sector Phase II.

## 2. Overall Goal

Sustainable community (natural) resources utilization by local people is secured in the area conducted participatory community resources management.

## 3. Project Purpose

Through the capacity building of Forestry Administration (FA) officers, sustainable utilization of community resources is secured for stabilizing the living of local people in the Field Project (FP) sites.

## 4. Outputs of the Project

0. It is established to prepare the project activities, the training for first FP sites and local FA who are not in the FP sites.
1. In the first Field Project sites:
  - 1) CF activities are smoothly implemented, and the results of the CF and other activities, community resources are managed properly in the FP sites.
  - 2) Local people recognize the importance of their community resources including forestry resources.
  - 3) Local FA officers obtain practical knowledge and skills, and utilize for local people's needs.
2. In additional Field Project sites:
  - 1) CF activities are smoothly implemented, and the results of the CF and other activities, community resources are managed properly in the FP sites.
  - 2) Local people recognize the importance of their community resources including forestry resources.
  - 3) Local FA officers obtain practical knowledge and skills, and utilize for local people's needs.
3. Training by FWTC:
  - 1) Local FA officers obtain practical knowledge and skills, and utilize the knowledge and skills in the office and/or field gained through the training and follow up activities.
  - 2) Training is conducted efficiently and effectively.

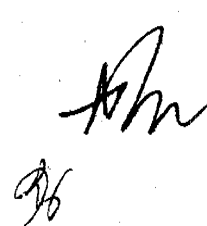
## 5. Activities of the Project

### <Activities for Output 0>

1. Assign C/Ps and confirm their role of FWTC
2. Select target Field Project Sites and select target CFs based on criteria
3. Study and formulate forest management plan in targeted field sites and identify the potential CF areas
4. Study on target villages; 1) community resources and 2) socio-economic Baseline survey
5. Study other donors and NGO's activities surrounding FP sites
6. Study the training needs of local FA in the FP sites
7. Based on the study results, prepare the training plan, curriculum and materials for first FP sites
8. Conduct re- evaluation of the past FWTC training based on practical utilization
9. Conduct necessary training workshop in order to confirm the training results' understanding
10. Confirm the needs of the training and revise the contents of training by FWTC
11. Further, lesson learned from the above study results and also utilized the existing documents, prepare the training plan, curriculum and materials for local FA who are not in the FP sites
12. Decide the methods and criteria of monitoring and evaluation in each training conducted by FWTC

### < Activities for Output 1>

1. Conduct necessary additional training for local FA in the FP sites
2. Assess target villagers' needs based on the study results
3. Hold a kick-off workshop with local people
4. Support making progress of Community Forestry Agreement
5. Prepare the implementation criteria/set up Field Project guideline
6. Prepare FP activities based on villagers' needs and reach consensus of the activities participated by local people
7. Facilitate to prepare and revise CFMP and annual operation plan
8. Conduct CF and other activities facilitated by local FA according to local needs and the Project criteria & guideline
  - Conduct study tour and exchange with other CF members
  - Technical supports related to forestry
  - Providing opportunity for income generation
  - Improve Livelihood/dairy life



9. Collaborate with local authorities, NGO's & private sector to implement income generation & livelihood activities
10. Monitor and evaluate the FP activities regularly
11. Feed-back the results and experiences of the field Project activities into the training by FWTC
12. Compile the lesson learned and experiences to utilize for the Project in the later stage, particularly selection of additional FP and suitable FP activities
13. Conduct Impact assessment study on local people in the Field Project sites

< Activities for Output 2 >

1. Select new additional target Field Project Site (divisions/communes) and select target CF based on criteria
2. Study and revise forest management plan in the additional targeted field site and identify the potential CF areas
3. Conduct necessary additional training for local FA in the additional target FP sites
4. Study on target villages; 1) community resources and 2) socio-economic Baseline survey
5. Assess target villagers' needs based on the study results
6. Hold a kick-off workshop with local people
7. Prepare the FP activities based on villagers' needs and reach consensus of the activities participated by local people
8. Facilitate to prepare and revise CFMP and annual operation plan
9. Conduct CF and other activities facilitated by local FA according to local needs and the Project criteria & guideline
  - Conduct study tour and exchange with other CF members
  - Technical supports related to forestry
  - Providing opportunity for income generation
  - Improve Livelihood/dairy life
10. Collaborate with local authorities & NGO's & private sector to implement income generation & livelihood activities
11. Monitor and evaluate the FP activities regularly
12. Conduct Impact assessment study on local people in the Field Project sites

< Activities for Output 3 >

1. Implement FWTC training and field training
  - Forestry Management Plan (FMP)
  - Community Forestry System
  - Silviculture

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

- 2 Evaluate the training results and review the training based on the training evaluation results
- 3 Based on the training evaluation results, decide the approach and contents of follow-up activities (technical advice, necessary material or equipment etc)
- 4 Implement the follow up activities for ex-trainees, and monitor and evaluate the activities regularly
- 5 Transfer training activities to Cambodian side gradually

## 6. Project Sites

First Field project sites : Kampong Thmar Division, Kampong Thom Province  
Kampong Tralach Division, Kampong Chhnang Province

Additional Field project sites : The site selection shall be determined through the mutual consultation between Cambodian side and Japanese side in line with the Project activity 2 and the Project plan.

Forestry and Wildlife Training Center (FWTC)



## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

Three(3) long-term experts and short-term experts as needed, who will be in charge of the following fields, will be dispatched:

- (1) Chief Advisor
- (2) Project Coordinator
- (3) Participatory Forest Management
- (4) Community Resource Management
- (5) Community Development
- (6) Forest Management Plan
- (7) Others as needed

Note: The Chief Advisor and Project Coordinator may serve concurrently as experts in one of above-mentioned technical fields.



## ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Part of machinery and equipment necessary for the effective implementation of the Project will be provided by the Japanese side within the budget allocated for technical cooperation.

Main items of machinery and equipment to be provided are as follows:

1. Machinery and equipment necessary for the Project activities
2. Vehicles
3. Other necessary equipment for the implementation of the Project

### NOTE:

- 1) The use of above-mentioned Equipment is limited to the transfer of technology by the Japanese experts.
- 2) Contents, specification and quantity of the above-mentioned Equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of the Japanese fiscal year.



# ANNEX IV LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

## 1. Cambodian counterparts

- (1) Project Director
- (2) Project Manager
- (3) Deputy Project Managers
- (4) Project Coordinators
- (5) Project Counterparts

Other Cambodian counterparts for the Project will be decided through mutual consultation and approved by the Joint Coordinating Committee.

## 2. Administrative personnel

- (1) Administrative staff
- (2) Secretaries / Typists
- (3) Clerks
- (4) Drivers
- (5) Security guards
- (6) Other supporting staff necessary for the Project implementation



## ANNEX V LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

The following will be prepared by the Government of Cambodia for the Project implementation.

### 1. Land

- (1) Land for the Project offices
- (2) Land for related facilities

### 2. Buildings and rooms, facilities, equipment and materials

- (1) Project office at FWTC and field project sites
- (2) Meeting rooms to be used for workshops and seminars
- (3) Materials and equipment which were provided by JICA in The Project on the Capacity Building for the Forestry Sector Phase I.



# ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE

## 1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year or whenever necessity arises, and work:

- (1) To approve the Annual Plan of Operation formulated by the Project
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program and activities carried out under the above-mentioned Annual Plan of Operation in particular; and
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or concerning the technical cooperation program.

## 2. Members of the committee

The committee will be composed of the chair, the members and the observers. The chair may declare closed sessions against the observers. The rules and guidelines for the management of the committee will be determined at the initial stage of the Project.

### (1) Chairperson:

Head, Forestry Administration (FA)

### (2) Cambodian side

- a. Project Director
- b. Project Manager
- c. Deputy Project Managers
- d. Project Coordinators
- e. Field Project Manager
- f. Representatives from relevant Office of FA
- g. Representatives from other relevant authorities of the government of Cambodia including Council for Development of Cambodia
- h. Representatives from relevant Provincial authorities

### (3) Japanese side

- a. Chief Advisor
- b. Project Coordinator
- c. Experts appointed by the Chief Advisor
- d. Resident Representative, JICA Cambodia Office
- e. Personnel to be dispatched by JICA, if necessary

Note: Official(s) of Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s). The Chairperson can name new members or request the attendance of other participants, as necessary, upon agreement of the Committee.

A handwritten signature in black ink, appearing to be 'J.M.' or similar, located in the upper right quadrant of the page.A small handwritten mark or signature in black ink, possibly initials, located in the lower right quadrant of the page.

ANNEX VII

AGREEMENT ON TECHNICAL COOPERATION  
BETWEEN THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA  
AND  
THE GOVERNMENT OF JAPAN

The Royal Government of Cambodia and the Government of Japan,

Desiring to strengthen further the friendly relations existing between the two countries by the promotion of technical cooperation, and

Considering mutual benefits derived from promoting the economic and social development of their respective countries,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The two Governments shall endeavor to promote technical cooperation between the two countries.

ARTICLE II

Separate arrangements which govern specific technical cooperation programs carried out under this Agreement shall be agreed upon between the authorities concerned of the two Governments. The authority concerned of the Royal Government of Cambodia is the Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation and the authority concerned of the Government of Japan is the Ministry of Foreign Affairs.

ARTICLE III

The following forms of technical cooperation will be carried out by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") at its own expense in accordance with the laws and regulations in force in Japan as well as with the arrangements referred to in Article II:

- (a) providing technical training to Cambodian nationals;
- (b) dispatching experts (hereinafter referred to as the "Experts") to the Kingdom of Cambodia;

- (c) dispatching Japanese volunteers with a wide range of technical skills and abundant experience (hereinafter referred to as the "Senior Volunteers") to the Kingdom of Cambodia;
- (d) dispatching Japanese missions (hereinafter referred to as the "Missions") to the Kingdom of Cambodia to conduct surveys of economic and social development projects of the Kingdom of Cambodia;
- (e) providing the Royal Government of Cambodia with equipment, machinery and materials; and
- (f) providing the Royal Government of Cambodia with other forms of technical cooperation as may be decided upon by mutual consent between the two Governments.

#### ARTICLE IV

The Royal Government of Cambodia shall ensure that the techniques and knowledge acquired by Cambodian nationals as well as the equipment, machinery and materials provided as a result of the Japanese technical cooperation as set forth in Article III contribute to the economic and social development of the Kingdom of Cambodia, and are not utilized for military purposes.

#### ARTICLE V

In case JICA dispatches the Experts, the Senior Volunteers and the Missions, the Royal Government of Cambodia shall:

1. (1) (a) exempt the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions from taxes including income tax, and fiscal charges imposed on or in connection with salaries and any allowances remitted to them from overseas;
- (b) exempt the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions and their families from consular fees, taxes including customs duties and fiscal charges, as well as from the requirements of obtaining import license and certificate of foreign exchange coverage, in respect of the importation of:



- (i) luggage;
  - (ii) personal effects, household effects and consumer goods; and
  - (iii) one motor vehicle per Expert, per family of the Expert, per Senior Volunteer and per family of the Senior Volunteer assigned to stay in the Kingdom of Cambodia;
- (c) exempt the Experts, the Senior Volunteers and their families who do not import any motor vehicle into the Kingdom of Cambodia from taxes including value added tax and fiscal charges in respect of the local purchase of one motor vehicle per Expert, per family of the Expert, per Senior Volunteer and per family of the Senior Volunteer; and
- (d) exempt the Experts, the Senior Volunteers and their families from the registration fee of the motor vehicles mentioned in (b) (iii) and (c);
- (2) (a) provide at its own expense suitable office and other facilities including telephone and facsimile services necessary for the performance of the duties of the Experts, the Senior Volunteers and the Missions as well as to bear the expenses for their operation and maintenance;
- (b) provide at its own expense the local staff (including adequate interpreters, if necessary) as well as Cambodian counterparts to the Experts, the Senior Volunteers and the Missions necessary for the performance of their duties;
- (c) bear expenses of the Experts and the Senior Volunteers whenever local conditions and financial possibilities of authorities concerned of the Royal Government of Cambodia permit for:
- (i) daily transportation to and from their place of work;
  - (ii) their official travels within the Kingdom of Cambodia; and
  - (iii) their official correspondence;

- (d) provide the convenience for acquisition of appropriate housing accommodation for the Experts, the Senior Volunteers and their families; and
- (e) provide the convenience for receiving medical care and facilities for the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions and their families;
- (3) (a) permit the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions and their families to enter, leave and sojourn in the Kingdom of Cambodia for the duration of their assignment therein, offer them the convenience for procedures of alien registration requirements, and exempt them from consular fees;
- (b) issue identification cards to the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions to secure the cooperation of all governmental organizations necessary for the performance of their duties;
- (c) offer the Experts, the Senior Volunteers and their families the convenience for acquisition of car driving license; and
- (d) carry out ~~the~~ other measures necessary for the performance of the duties of the Experts, the Senior Volunteers and the Missions.

2. The motor vehicles mentioned in paragraph 1 shall be subject to payment of taxes including customs duties if they are subsequently sold or transferred within the Kingdom of Cambodia to individuals or organizations not entitled to exemption from such taxes or similar privileges.

3. The Royal Government of Cambodia shall accord the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions and their families such privileges, exemptions and benefits as are no less favorable than those accorded to experts, senior volunteers, members of missions and their families of any third country or of any international organization performing a similar mission in the Kingdom of Cambodia.

By

## ARTICLE VI

The Royal Government of Cambodia shall bear claims, if any arises, against the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the performance of their duties, except when the two Governments agree that such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the Experts, the Senior Volunteers or members of the Missions.

## ARTICLE VII

1. (1) In case JICA provides the Royal Government of Cambodia with equipment, machinery and materials, the Royal Government of Cambodia shall exempt such equipment, machinery and materials from consular fees, taxes including customs duties and fiscal charges, as well as from the requirements of obtaining import license and certificate of foreign exchange coverage, in respect of the importation. The equipment, machinery and materials mentioned above shall become the property of the Royal Government of Cambodia upon being delivered c.i.f. at the port of the disembarkation to authorities concerned of the Royal Government of Cambodia.

(2) In case JICA provides the Royal Government of Cambodia with equipment, machinery and materials, the Royal Government of Cambodia shall exempt such equipment, machinery and materials from taxes including value added tax and fiscal charges in respect of the local purchase.

(3) The equipment, machinery and materials mentioned in sub-paragraph (1) and (2) shall be utilized for the purpose specified in the arrangements referred to in Article II of this Agreement unless otherwise agreed upon between the authorities concerned of the two Governments.

(4) The expenses for the transportation within the Kingdom of Cambodia of the equipment, machinery and materials mentioned in sub-paragraph (1) and (2) and the expenses for their replacement, maintenance and repair shall be borne by the Royal Government of Cambodia.

2. (1) The equipment, machinery and materials, prepared by the Government of Japan, necessary for the performance of the duties of the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions shall remain the property of the Government of Japan unless otherwise agreed upon between the authorities concerned of the two Governments.

96

(2) The Royal Government of Cambodia shall exempt the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions from consular fees, taxes including customs duties and fiscal charges, as well as from the requirements of obtaining import license and certificate of foreign exchange coverage, in respect of the importation of the equipment, machinery and materials mentioned in sub-paragraph (1).

(3) The Royal Government of Cambodia shall exempt the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions from taxes including value added tax and fiscal charges in respect of the local purchase of the equipment, machinery and materials mentioned in sub-paragraph (1).

#### ARTICLE VIII

The Royal Government of Cambodia shall maintain close contact, through organizations designated by it, with the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions.

#### ARTICLE IX

1. The Royal Government of Cambodia shall admit JICA to maintain an overseas office of JICA in the Kingdom of Cambodia (hereinafter referred to as the "Office") and shall accept a resident representative and his/her staff to be dispatched from Japan (hereinafter referred to as the "Representative" and the "Staff" respectively) who perform the duties to be assigned to them by JICA relative to the technical cooperation programs under this Agreement in the Kingdom of Cambodia.

2. The Royal Government of Cambodia shall:

- (1) (a) exempt the Representative, the Staff and their families from taxes including income tax and fiscal charges imposed on or in connection with salaries and any allowances remitted to them from overseas;
- (b) exempt the Representative, the Staff and their families from consular fees, taxes including customs duties and fiscal charges, as well as from the requirement of obtaining import license and certificate of foreign exchange coverage, in respect of the importation of:

- (i) luggage;
  - (ii) personal effects, household effects and consumer goods; and
  - (iii) one motor vehicle per Representative, per Staff, per family of the Representative and per that of the Staff assigned to stay in the Kingdom of Cambodia;
- (c) exempt the Representative, the Staff and their families who do not import any motor vehicle into the Kingdom of Cambodia from taxes including value added tax and fiscal charges in respect of the local purchase of one motor vehicle per Representative, per Staff, per family of the Representative and per that of the Staff;
- (d) exempt the Representative, the Staff and their families from the registration fee of the motor vehicles mentioned in (b)(iii) and (c);
- (e) permit the Representative, the Staff and their families to enter, leave and sojourn in the Kingdom of Cambodia for the duration of their assignment therein, offer them the convenience for procedures of alien registration requirements, and exempt them from consular fees;
- (f) issue identification cards and special passes to the Representative and the Staff to enter airport/seaport beyond passport control point to receive and send off the Experts, the Senior Volunteers and members of the Missions;
- (g) offer the Representative, the Staff and their families the convenience for acquisition of car driving license; and
- (h) carry out other measures necessary for the performance of the duties of the Representative and the Staff;
- (2) (a) exempt the Office from consular fees, taxes including customs duties and fiscal charges, as well as from the requirements of obtaining import license and certificate of foreign exchange coverage, in respect of the importation of the equipment, machinery, motor vehicles and materials necessary for activities of the Office;

(b) exempt the Office from taxes including value added tax and fiscal charges in respect of the local purchase of the equipment, machinery, motor vehicles and materials necessary for the functions of the Office; and

(c) exempt the Office from taxes including income tax and fiscal charges imposed on or in connection with office expenses remitted from overseas.

3. The motor vehicles mentioned in paragraph 2 shall be subject to payment of taxes including customs duties if they are subsequently sold or transferred within the Kingdom of Cambodia to individuals or organizations not entitled to exemption from such taxes or similar privileges.

4. The Royal Government of Cambodia shall accord the Representative, the Staff and their families as well as the Office such privileges, exemptions and benefits as are no less favorable than those accorded to representatives, staff and their families as well as offices of any third country or of any international organization performing a similar mission in the Kingdom of Cambodia.

#### ARTICLE X

The Royal Government of Cambodia shall take necessary measures to ensure security of the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions, the Representative, the Staff and their families staying in the Kingdom of Cambodia.

#### ARTICLE XI

The Royal Government of Cambodia and the Government of Japan shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with this Agreement.

#### ARTICLE XII

1. The provisions of this Agreement shall also apply, after the entering into force of this Agreement, to the specific technical cooperation programs which have commenced prior to the entering into force of this Agreement, and to the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions, the Representative, the Staff and their families staying in the Kingdom of Cambodia as well as to the equipment, machinery and materials related to the said programs.

*Handwritten mark*

2. The termination of this Agreement shall neither affect the specific technical cooperation programs being carried out until the date of the completion of the said programs, unless otherwise decided upon by mutual consent between the two Governments, nor affect the privileges, exemptions and benefits accorded to the Experts, the Senior Volunteers, members of the Missions, the Representative, the Staff and their families staying in the Kingdom of Cambodia for the performance of their duties in connection with the said programs.

ARTICLE XIII

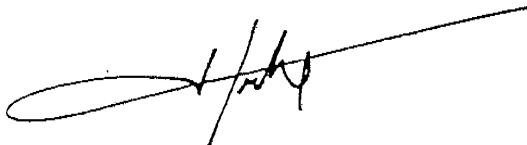
1. This Agreement shall enter into force on the date of the signature thereof.

2. This Agreement shall remain in force for a period of one year, and shall be automatically renewed every year for another period of one year each, unless either Government has given to the other Government at least six months' written advance notice of its intention to terminate the Agreement.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorized thereto, have signed this Agreement.

DONE in duplicate in English at Phnom Penh on June 17, 2003.

For the Royal Government  
of Cambodia:



For the Government of  
Japan:

川口順子

26

